

倉吉市障がい者プラン

～共に生きる地域社会の構築～

倉吉市障がい者計画

第7期倉吉市障がい福祉計画

第3期倉吉市障がい児福祉計画

令和6年3月

倉吉市

「障がい」「障害」の表記について

「障害」の「害」の字には否定的な意味があるため、「害」の表記に、不快感を感じる方がいらっしゃいます。このため、本市では平成 20 年度から、文脈から人の状態を表す場合はひらがな表記としました。ただし、法令や法令に基づく制度の名称などの漢字表記や固有名称は、その語句のとおりとします。

目次

第1章 総論

1	計画の趣旨と背景	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	5
4	基本理念	6
5	基本的な方向性	7

第2章 倉吉市障がい者計画

1	本市の現状	9
2	施策の体系	19
3	分野別施策の展開	20

第3章 第7期倉吉市障がい福祉計画及び第3期倉吉市障がい児福祉計画

1	基本方針	39
2	障害福祉サービス等の体系	40
3	前計画の実績	41
4	成果目標	57
5	障害福祉サービスの活動指標（見込量）	67
6	地域生活支援事業の活動指標（見込量）	76

第4章 計画の推進

1	計画の推進体制	87
2	計画の進捗管理と評価	88
3	倉吉市障がい者地域自立支援協議会	89

資料		91
----	--	----

第1章 総論

1 計画の趣旨と背景

(1) 国の動き

国においては、平成19年に国際連合の「障害者の権利に関する条約」署名が行われ、条約の批准に向けた障がい者施策の見直しが進められました。平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。同年8月に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の見直しや「合理的配慮」の概念が新たに規定されました。平成25年4月に、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、難病の方を福祉サービスの対象に加えるなど改正が行われました。平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体、事業者等に合理的配慮を提供することが義務付けられるとともに、平成26年1月に、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を我が国は批准しました。

平成30年には、「障害者による文化芸術の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が施行され、障がい者による文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大などが推進され、令和元年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、障がい者の読書環境の整備が推進されました。令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者による情報の取得や利用、意思疎通にかかる施策を総合的に推進されました。

(2) 市の動き

本市においては、平成9年に「障害者基本法」に基づき、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として、「倉吉市障害者福祉計画」を策定しました。以降は、国の施策の見直しに伴い、平成16年3月に改定を行い、平成19年3月には「倉吉市障がい者福祉計画」として見直しを行いました。障がいの有無にかかわらず、誰もが安心していつまでも生活できる、共に生きる社会の実現を目標に掲げて、施策を推進してきました。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として、平成19年3月に「第1期倉吉市障がい福祉計画」（平成18年度から平成20年度）を策定

し、以降は、3年ごとに見直しを行いました。また、児童福祉法に基づく障がい児の支援に関する計画として、平成30年3月に「第1期倉吉市障がい児福祉計画」（平成30年度から令和2年度）を策定し、以降は、3年ごとに見直しを行いました。

この間に、倉吉市障がい者地域自立支援協議会、中部圏域障がい者地域自立支援協議会、倉吉市障がい者虐待防止センターを設置するなど、共生社会の実現に向けた取組をすすめました。

本プランは、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」その他関連法の趣旨に沿い、障がい福祉に関する施策の推進のために策定するものです。

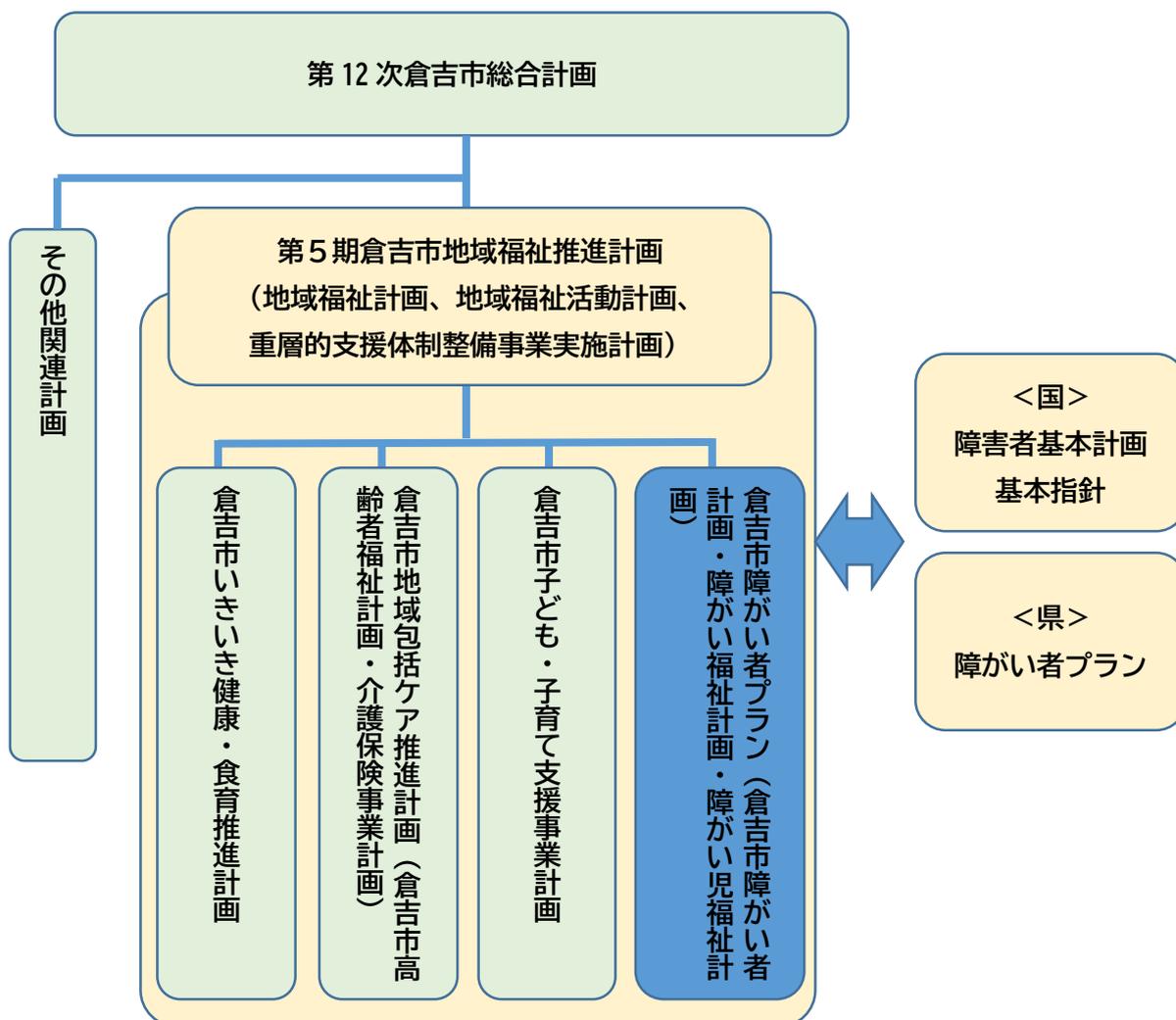
2 計画の位置づけ

本市では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一本化し、「倉吉市障がい者プラン」を策定しています。

計画名	根拠法令	内容	計画期間
①障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	国の第 5 次障害者基本計画をもとに障がい者施策全般にかかる理念や方針、目標を定めたもの。	9 年間
②障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条	国の基本指針を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制確保に関することを定めたもの。	3 年間
③障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20		3 年間

本プランは、鳥取県が策定する「鳥取県障がい者プラン」（令和6年度から令和14年度）と連携を図ります。また、本市のまちづくりの最上位計画である「第12次倉吉市総合計画」（令和3年度から令和12年度）及び、福祉分野の上位計画である「第5期倉吉市地域福祉推進計画」（令和6年度から令和10年度）をはじめとする他の関連計画と整合性を図り、策定するものです。

<他の計画との関連>



3 計画期間

本プランの計画期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間とします。そのうち、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。

計画名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
①障がい者計画		障がい者計画									
②障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画									
③障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画									

○障がい福祉計画

第1期：平成18～20年度、第2期：平成21～23年度、第3期：平成24～26年度
 第4期：平成27～29年度、第5期：平成30～令和2年度、第6期：令和3～5年度

○障がい児福祉計画

第1期：平成30～令和2年度、第2期：令和3～5年度

4 基本理念

共に生きる地域社会の構築

本市では、まちづくりの最上位計画として、令和3年3月に第12次倉吉市総合計画を策定し、計画の基本理念を「元気なまち、くらしよし、未来へ!」と定め、福祉分野の基本目標を「誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり」としています。また、令和6年3月に、福祉分野の上位計画である第5期倉吉市地域福祉推進計画を策定し、計画の基本理念を「未来へ!つなげる福祉のまちづくり」と決めました。

子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もない人も、年齢や性別を問わず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現（インクルージョン（注1））のための取組を進めていくこととされたものです。

また、障害者権利条約においても、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、インクルージョンの理念が掲げられています。

本プランにおいては、障がいのない人が障がいを正しく理解するとともに、障がいのある人の社会参加や自己実現を阻んでいる社会的な障壁を除去し、障がいの有無に関わらず、相互理解を進め、誰もが地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる「共に生きる地域社会」の実現を目指すものです。

（注1）インクルージョン：障がいのある人とともに暮らす社会を目指すというノーマライゼーションの理念をもとに、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すという理念。

5 基本的な方向性

本プランに掲げる基本理念の実現に向けて、計画の策定や事業の展開を行う上で、常に持つべき基本的な方向性を掲げます。

(1) 人権の尊重

障がいのある人やその家族等に対する差別や偏見をなくし、合理的配慮のもと、一人ひとりの権利や尊厳を守り、障がいの有無にかかわらず、等しく人権を尊重しあえるまちづくりを推進します。

(2) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者権利条約における「インクルージョン」を推進する観点から、障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、地域や社会に参加する主体となるよう、障がいのある人やその家族等の関係者の意見を聴きながら、施策の検討、策定、実施にあたります。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人の個々のライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用等の関係分野及び関係機関・団体等の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

(4) 障がい特性等に配慮した継続的な支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの特性、状態、生活の実態等に応じた障がい福祉の個別ニーズを踏まえて実施します。

(5) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、情報アクセシビリティ（注1）の向上を図ります。

(6) 連携による計画的な取組の推進

障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、県等と連携し、障がい者施策を推進します。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、教育施策、就業施策等との整合性を確保し、総合的かつ計画的な施策の展開を図ります。

（注1）アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。

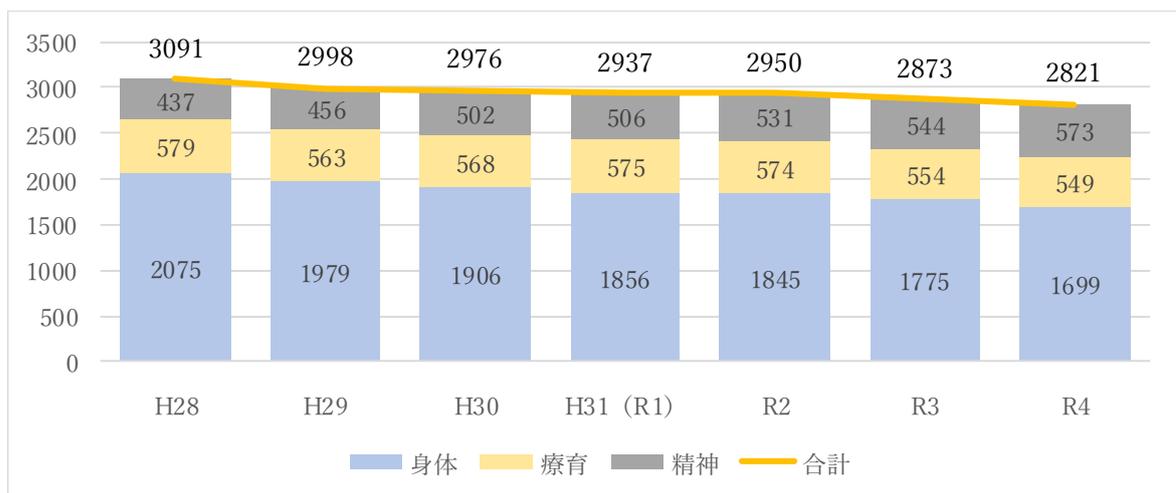
第2章 倉吉市障がい者計画

1 本市の現状

1. 障がい者数の推移

障がいのある人で障害者手帳を所持している人の数は、平成28年は3,091人でしたが、令和4年は2,821人となっており、やや減少傾向です。

障がい別で見ると、身体障がい（身体障害者手帳）がもっとも多く、次いで、精神障がい（精神保健福祉手帳）、知的障がい（療育手帳）となっています。身体障がい、知的障がいは減少傾向、精神障がいは増加傾向にあります。



●全国との比較 (R4)

(%)

	全国	倉吉市
身体障害者手帳	3.43	3.80
療育手帳	0.77	1.23
精神保健福祉手帳	0.67	1.28

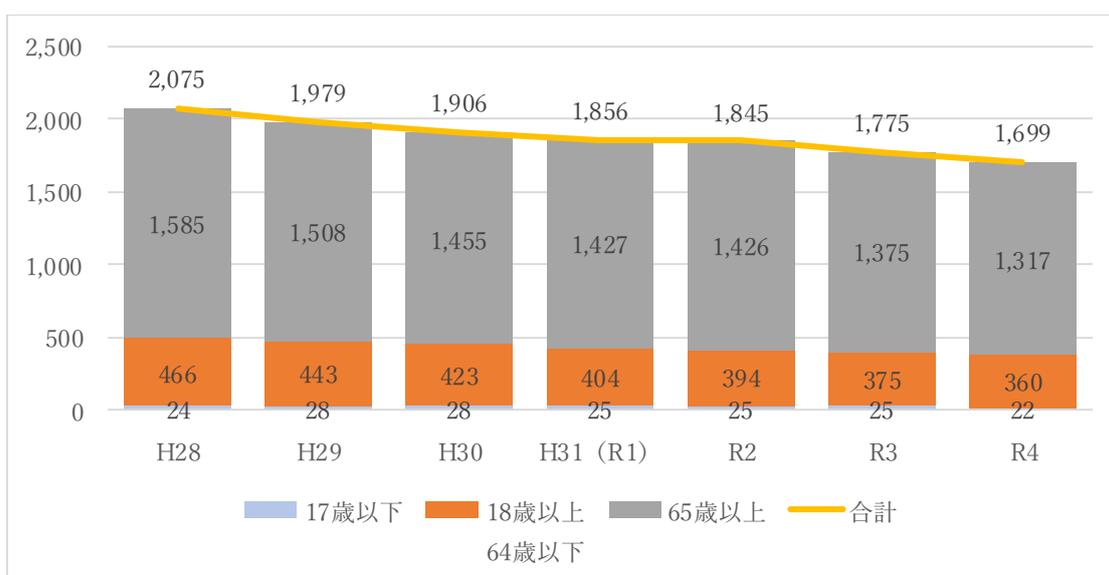
(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年は2,075人でしたが、令和4年は1,699人となっており、減少傾向です。年齢別で見ると65歳以上が最も多いです。障がい別で見ると肢体不自由が最も多く、次いで心臓が多いです。

●等級別



●年齢別



●障がい別

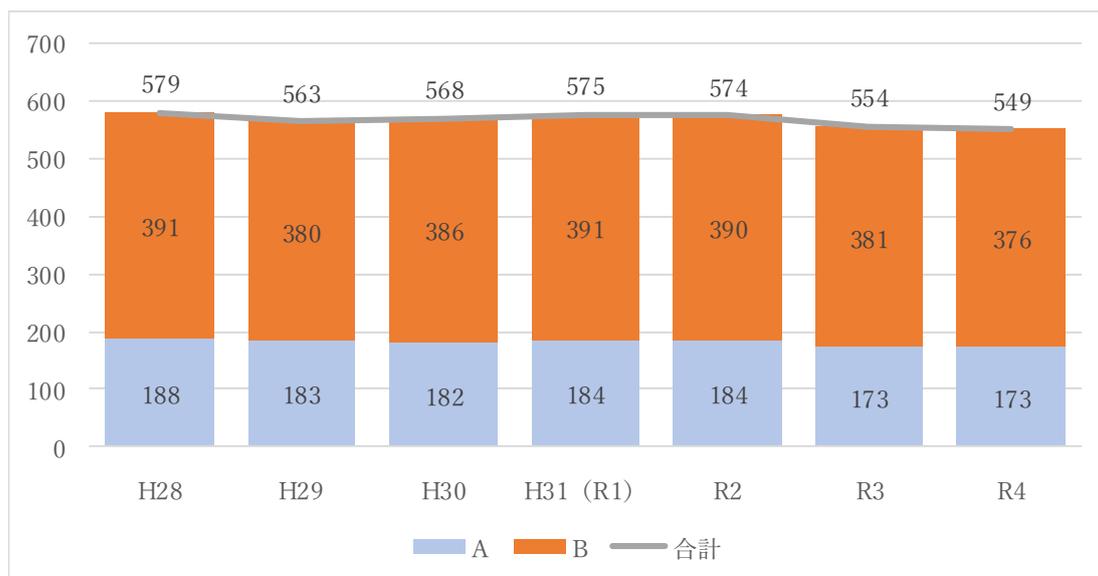
(人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚	139	137	127	126	129	124	117
聴覚	179	170	165	156	152	138	133
平衡機能	2	2	2	2	2	2	1
音声・言語	22	19	18	18	21	22	22
肢体不自由	1,145	1,067	999	957	922	888	828
肢体脳原性	29	26	26	25	28	27	27
心臓	325	321	325	327	343	334	334
じん臓	116	120	123	128	129	123	123
呼吸器	22	19	20	18	17	14	15
膀胱・直腸	92	94	98	95	98	100	95
小腸	1	1	0	0	0	0	0
肝臓	2	2	2	3	3	1	2
免疫	1	1	1	1	1	2	2
合計	2,075	1,979	1,906	1,856	1,845	1,775	1,699

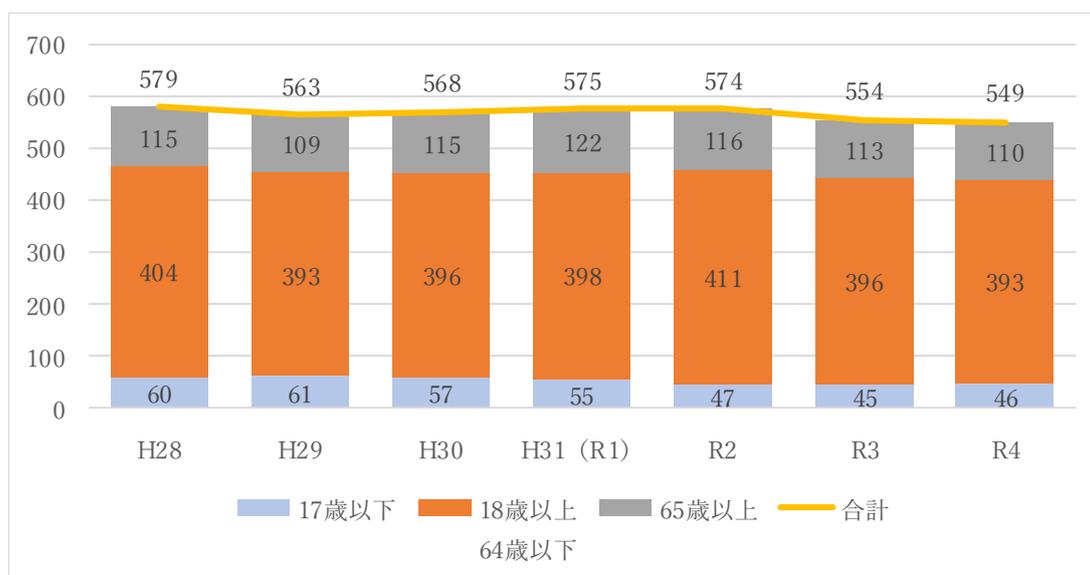
(2) 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、平成28年は579人でしたが、令和4年は549人となっており、やや減少傾向です。等級別で見るとBが多い傾向です。年齢別で見ると18歳以上64歳以下が最も多いです。

●等級別



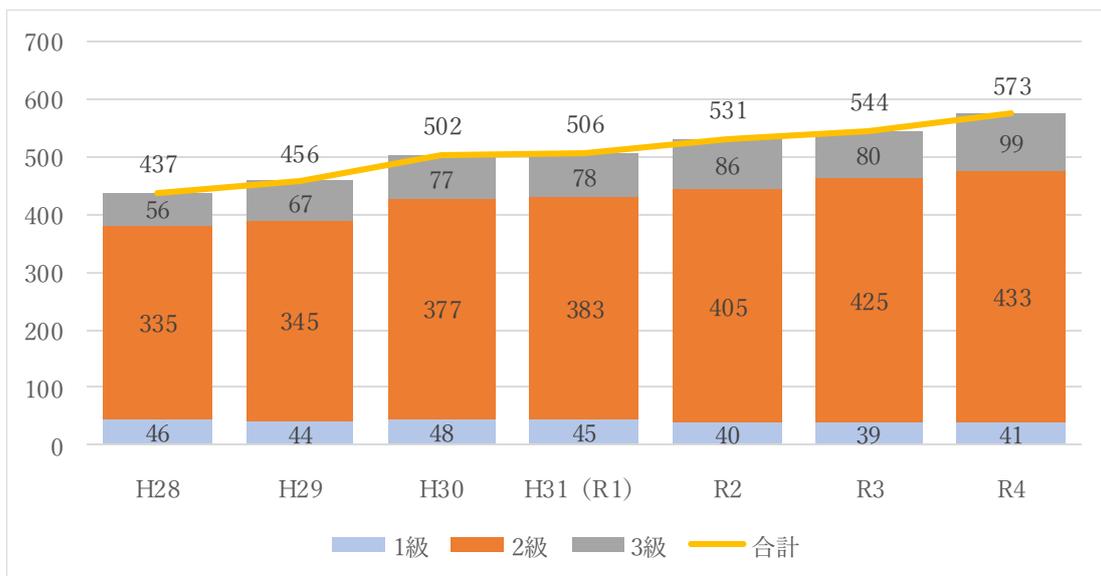
●年齢別



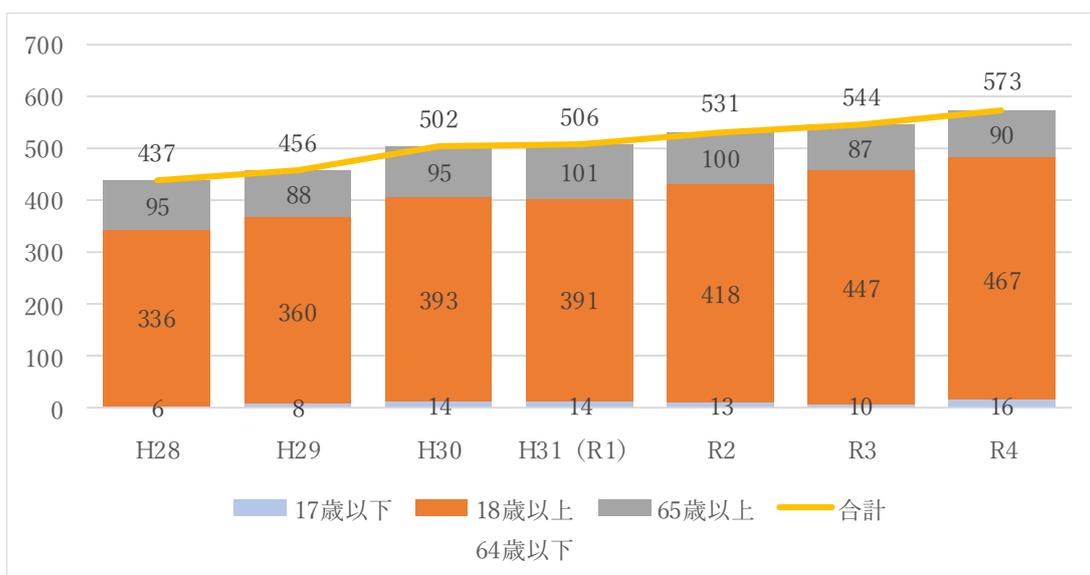
(3) 精神障がい者の状況

精神障害者福祉手帳の所持者数は、平成28年は437人でしたが、令和4年は573人となっており、増加傾向です。等級別で見ると2級が最も多いです。年齢別で見ると18歳以上64歳以下が最も多いです。

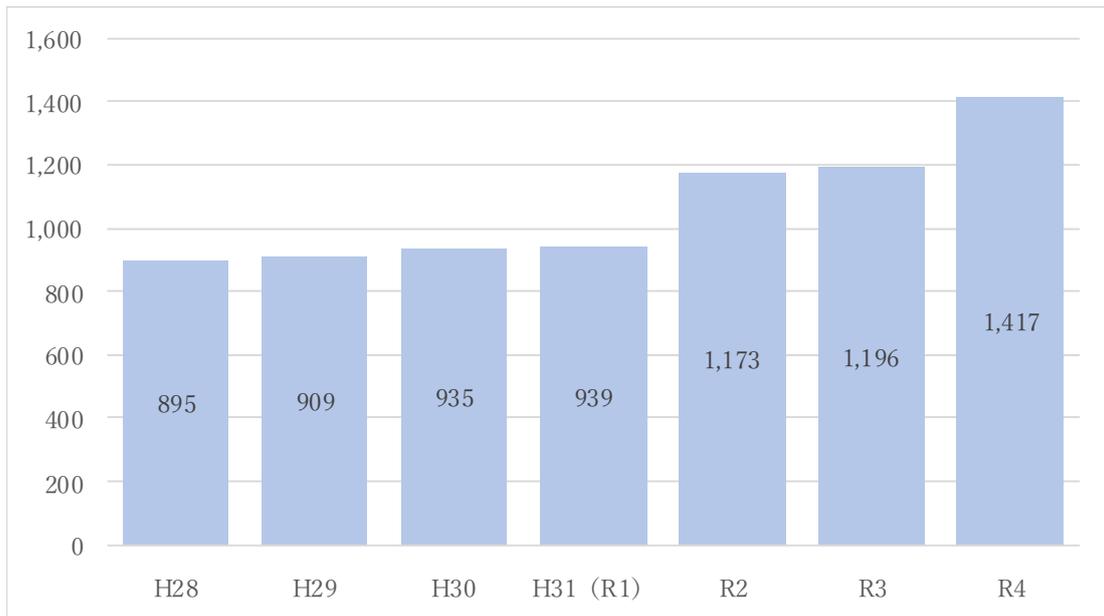
●等級別



●年齢別



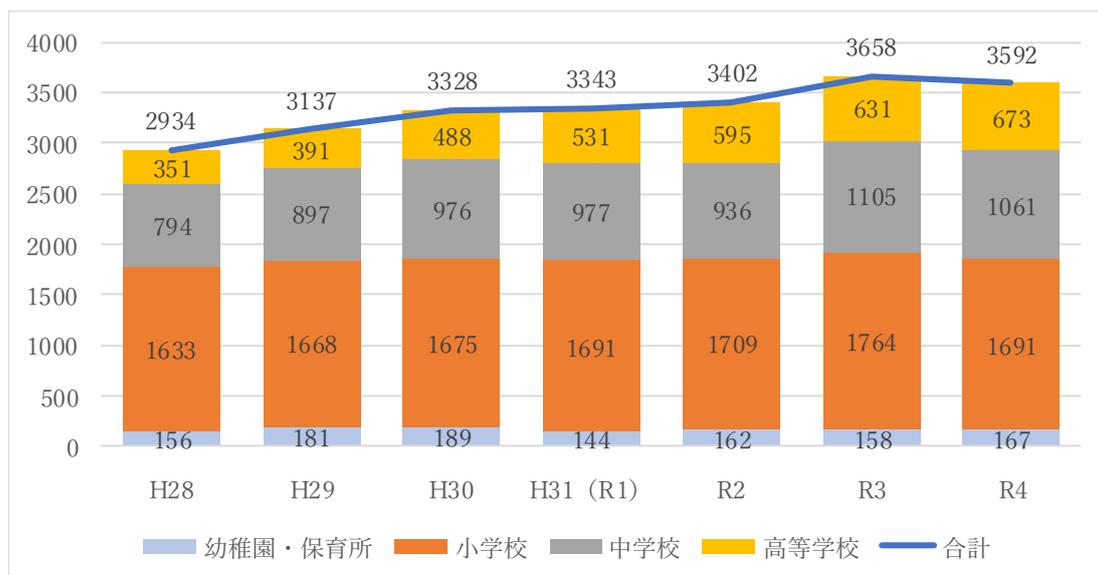
●自立支援医療受給者数（精神通院）



(4) 発達障がい状況

発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の人数は、平成28年は2,934人でしたが、令和4年は3,592人となっており、増加傾向です。年代別で見ると小学校の児童数が最も多いです。

●発達障がいと診断された幼児・児童・生徒在籍者数の推移（県内全体）



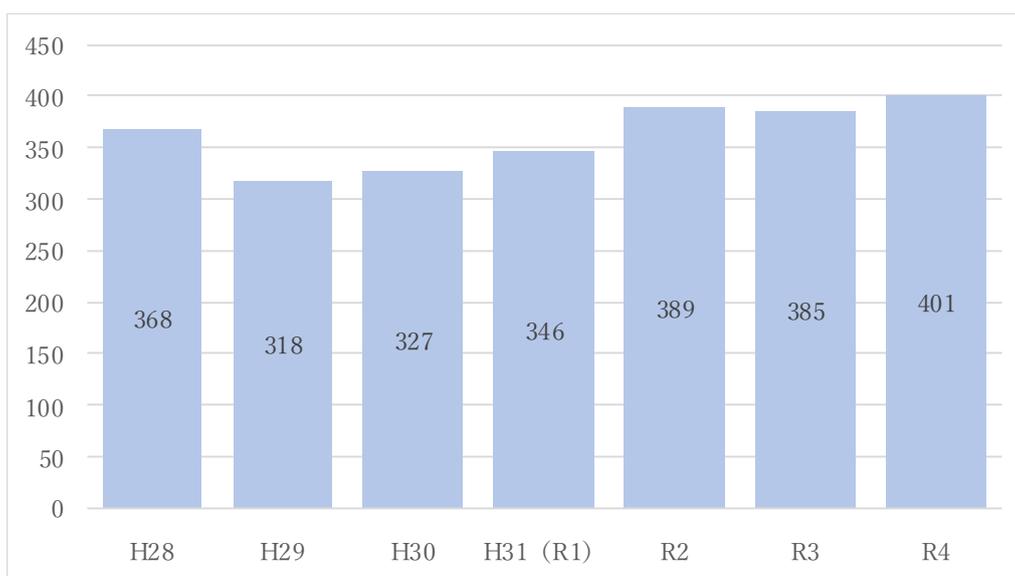
(参考) 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

(5) 難病患者の状況

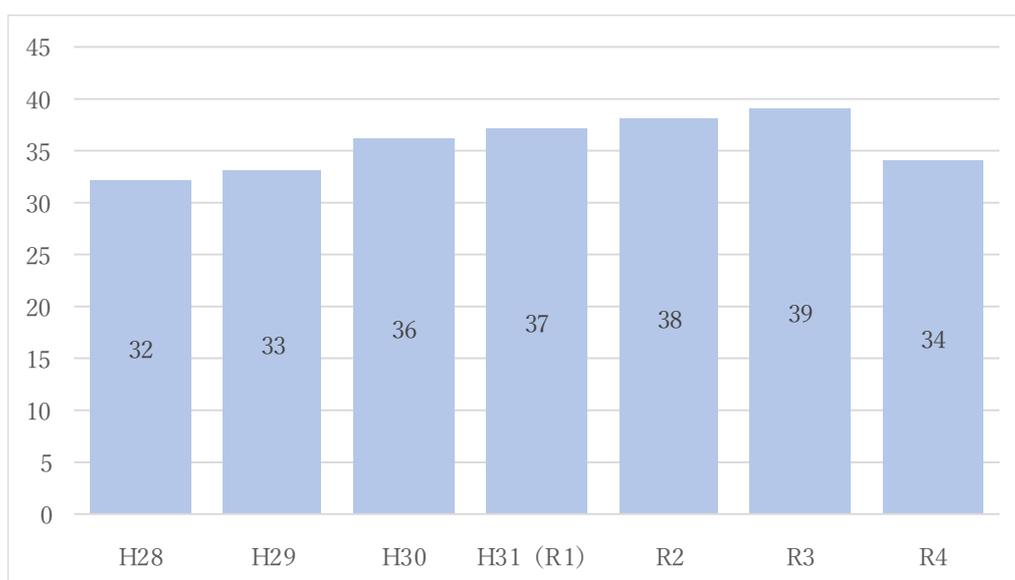
特定疾患医療受給者証の所持者数は、平成28年は368人でしたが、令和4年は401人となり、増加傾向です。

小児慢性特定疾患医療受給者証の所持者数は、平成28年は32人で、令和3年は39人となり、増加傾向でしたが、令和4年は34人となり減少しています。

●特定疾患医療受給者証の所持者数



●小児慢性特定疾患医療受給者証の所持者数



(参考) 鳥取県

2. 障がい者の教育環境

(1) 特別支援学級の設置状況

特別支援学級の学級数は、平成28年は小学校・中学校合わせて50でしたが、令和4年は67となっており、増加傾向です。児童・生徒数も令和4年は286人となっており、増加傾向です。

区分別でみると自閉症・情緒障がい最も多く、次いで、知的障がいが多いです。

●特別支援学級の設置状況

(人)

区分		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学部	学級数	37	37	33	37	40	41	47
	児童数	105	106	104	117	145	160	211
中学部	学級数	13	12	16	18	19	18	20
	児童数	49	57	71	77	75	73	75
合計	学級数	50	49	49	55	59	59	67
	児童数	154	163	175	194	220	233	286

●小学校の特別支援学級の児童・生徒数の区分別状況

(人)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	44	48	47	55	65	70	79
自閉症・情緒障がい	52	51	48	52	69	84	121
肢体不自由	2	2	2	2	1	0	3
病弱	4	3	3	5	6	2	6
聴覚	3	2	4	3	3	3	1
言語	0	0	0	0	1	1	1
合計	105	106	104	117	145	160	211

●中学校の特別支援学級の児童・生徒数の区分別状況

(人)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	20	22	25	26	24	23	21
自閉症・情緒障がい	27	34	44	47	46	41	44
肢体不自由	0	0	0	0	1	1	0
病弱	1	1	2	4	4	8	8
聴覚	1	0	0	0	0	0	0
言語	0	0	0	0	0	0	0
合計	49	57	71	77	75	73	73

(参考) 倉吉市教育委員会

2 施策の体系

【基本理念】 共に生きる地域社会の構築

	分野別施策	取組
【基本的な方向性】 (1) 人権の尊重 (2) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援 (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 (4) 障がい特性等に配慮した継続的な支援 (5) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上 (6) 連携による計画的な取組の推進	(1) 生活支援	①相談支援体制の充実・強化等 ②在宅サービス等の充実 ③障がい児支援の充実 ④重度障がい児者の支援強化 ⑤福祉用具の普及及び利用支援
	(2) 保健・医療	①保健、医療の充実、福祉サービスの連携 ②精神保健・医療の提供等 ③障がいの原因となる疾病等の予防、治療
	(3) 安心・安全	①地域防災体制の充実
	(4) 情報アクセス・コミュニケーション支援	①情報提供の充実等 ②意思疎通支援の充実 ③情報アクセシビリティの向上 ④読書バリアフリーの推進
	(5) 生活環境	①公共施設等のバリアフリー化の推進 ②公共交通機関のバリアフリー化の推進 ③あいサポート運動の推進
	(6) 雇用・就業	①障がい者雇用の促進 ②障がい特性に応じた就労支援 ③物品等の優先調達の推進
	(7) 教育・文化・芸術活動・スポーツ	①学校及び保育所等との連携 ②障がいに対する理解促進 ③文化・芸術活動・スポーツの支援
	(8) 差別解消・権利擁護	①障がい者差別の解消の推進 ②障がい者虐待の防止 ③権利擁護の推進
	(9) 行政サービス等の合理的配慮	①窓口等の配慮 ②職員研修

3 分野別施策の展開

(1) 生活支援

【各取組に共通する方向性】

- すべての障がいのある人が地域で安心して暮らすために、身近なところで相談できる環境を整えるため、他分野の相談であっても、受け止めることのできる相談窓口の充実をはじめ、きめ細かな支援体制づくりを目指します。
- 障がいのある人の地域移行など、複合化、複雑化した多様なニーズに対応するため、障害福祉サービス等の量と質を確保するとともに、他分野の関係機関・団体と連携、協働し、支援体制づくりを行います。
- 障害福祉サービス等の見込量など、具体的な事項については、「倉吉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に定め、必要なサービス提供体制を確保します。

【取組】

取組	内容
①相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の心身の状況や意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、計画相談支援を利用できる相談支援事業所を確保し、環境を整備します。○基幹相談支援センターを設置し、当該センターを核とした、相談支援体制の強化及び相談支援の質の向上や評価を促進します。○身体障がい、知的障がい、精神障がいの各相談員や当事者団体、家族会などと連携を強化し、支援体制、情報提供の充実を図ります。○計画相談におけるモニタリング等の評価を適切に行い、ケアマネジメントの質の計画的な向上を図ります。○判断能力が十分でない障がいのある人の思いを尊重し、権利を擁護するため、成年後見制度の活用を進めます。○県発達障がい者支援センターや関係機関と連携し、個々のライフステージに応じた支援体制の構築を進めます。○高次脳機能障がいについて、県の相談支援コーディネー

	<p>ターを中心に、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、情報発信の充実を図ります。</p> <p>○てんかんについて、理解啓発をすすめます。</p> <p>○難病について、難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院）と連携し、情報発信の充実を図ります。</p> <p>○県が発行する障害福祉サービスや制度等をまとめた冊子「よりよい暮らしのために」を活用し、現在サービスを受けていない方等を含めより多くの方に、わかりやすく周知を図ります。</p>
②在宅サービス等の充実	<p>○障がいのある人のニーズ及び実態に応じて、在宅で生活する障がいのある人に対する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの充実を図ります。特に、短期入所について、レスパイト（注1）等に必要不可欠なサービスであり、サービスの充足に努めます。</p> <p>○外出の支援を必要とする障がいのある人が利用できる居宅介護等事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の充実を図るとともに、柔軟な制度運用に関して国及び県に対する要望等を行います。</p> <p>○障がいのある人の重度化・高齢化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホームの整備等を推進するとともに、相談支援機関をはじめとした関係機関と連携し、地域社会での生活への移行を進めます。</p> <p>○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を安心して送ることができるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりなどを行う機能を備えた地域生活支援拠点を設置します。</p>
③障がい児支援の充実	<p>○障がいのある児童のライフステージに応じた切れ目の無い支援と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立を進めます。</p> <p>○障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、体制整備します。</p>

（注1）レスパイト：家族等の介護者の休息。

	<p>○障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、日中一時支援や短期入所といった保護者のレスパイトのための支援の充実を図ります。</p> <p>○児童発達支援センターを核とした重層的な地域の支援体制を構築し、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターによる地域支援の充実を図ります。</p> <p>○保育所等訪問支援を活用できるよう整備を促進します。</p> <p>○放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援実施を促進します。</p> <p>○障がいのある児童が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、受入体制の充実を図ります。</p> <p>○発達障がい児の保護者に対する、ペアレントメンター（注1）の活用、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの推進、ピアサポート（注2）の充実などを図ります。</p> <p>○発達障がい児及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、地域での相談支援の充実や、発達障がい児を受入れる事業所の充実を図ります。</p>
<p>④ 重度障がい児者の支援強化</p>	<p>○強度行動障がいや医療的ケアを必要とするなど、常時介護を必要とする障がいのある人が地域で生活できるよう、日中及び夜間における支援の充実を図ります。</p> <p>○重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用できるように、支援体制の充実を図ります。</p>
<p>⑤ 福祉用具の普及及び利用支援</p>	<p>○障がいのある人に、補装具等の福祉用具に関する情報提供を行います。</p> <p>○障がいのある人のニーズを把握し、日常生活用具の種類の拡充、基準の見直し等について、必要に応じて検討します。</p>

（注1）ペアレントメンター：発達の気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者のよき相談相手となり、悩みの共感や助言等ができる者として研修を修了した先輩保護者たち。

（注2）ピアサポート：同じ悩みや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動。

(2) 保健・医療

【各取組に共通する方向性】

- 障がいや難病のある人が、身近な地域において、地域で安全・安心な生活ができるよう、相談支援員、医療機関、保健所などと連携し、相談機能の充実を図ります。
- 障がいの原因となる疾病の早期発見・治療のため、適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- 精神障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【取組】

取組	内容
①保健・医療の充実、福祉サービスの連携	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行をすすめる上で、障がいのある人の在宅生活を支援するため、医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業者と連携し、相談支援体制の充実を促進します。 ○人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する継続的な医療が必要な人に対して、通院の支援など、必要な医療サービスを受けられるように努めます。 ○医療的ケア（注1）を要する障がい児者等の在宅生活を支援するため、医療型短期入所の確保や、重度障がい者を受入れる障害福祉サービス事業者の確保に努めます。
②精神保健・医療の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ○県が実施するところの健康相談などと連携して、精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をすすめるため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、必要な取組について検討を進めます。 ○アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について、県や相談支援事業者などと連携して、依存症対策の啓発を行います。
③障がいの原因となる疾病等の予防、治療	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関との連携、相談支援体制の充実を図ります。また、高齢化等による障がいの

（注1）医療的ケア：自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為。

	<p>重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none">○妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。○糖尿病等の生活習慣病を予防するため、生活習慣の改善による健康の増進などの取組を行います。○自死を防ぐため、倉吉保健所や医療機関等と連携して自死予防の普及啓発に努めます。
--	---

(3) 安心・安全

【各取組に共通する方向性】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、住民が相互に支え合い、地域で障がい当事者を含めた災害時の避難体制の構築をすすめます。
- 災害発生時や避難所において障がいのある人に適切に必要な情報が伝わるよう、障がいの特性に応じた情報提供を行うとともに、福祉避難所の確保・運営のほか、障がい児者の個別避難計画の作成を進めます。

【取組】

取組	内容
①地域防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○地域住民が主体となった支え愛マップ（注1）の作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を進めます。○障がいのある人も参加する地域や企業、事業所の避難訓練の実施や、障がいの特性に応じた避難、救護方法の研修など、地域における支援体制の充実を図ります。○障がいのある人に配慮した福祉避難所を設置するとともに、避難所のバリアフリー化を推進するなど、受入体制の整備を行います。また、市内の社会福祉法人等と緊急避難の受入協定を締結し、受入施設を確保します。○事業所等において新型コロナウイルス感染症などの予防に取組む際に、県のガイドラインを参考にするなど、感染症の予防・感染拡大防止を図ります。

（注1）支え愛マップ：災害時に支援が必要な人や支援者、避難先などの情報が書き込まれたマップ。マップの作成を通じて地域のつながりや支え合いを考える場とすることを目的としたもの。

(4) 情報アクセス・コミュニケーション支援

【各取組に共通する方向性】

○障がいの特性に応じて、障がいのある人が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れるように、情報提供体制の充実を図ります。

【取組】

取組	内容
①情報提供の充実等	<p>○障がいのある人の福祉サービスをはじめとする日常生活を送る上で必要な支援に関する情報を掲載した県の冊子「よりよい暮らし」の配布や、市報、ホームページによる情報提供を行います。</p> <p>○ロービジョン（注1）を含む視覚障がい者等に必要な情報が円滑に届けられるよう、文字サイズを拡大した資料や点字化・音声化並びに代読・代筆サービスの拡大並びにホームページ画像の音声説明文記載、広報物のカラーユニバーサルデザイン・UD フォント化などを進めます。また、点訳・朗読奉仕員の養成に努めます。</p>
②意思疎通支援の充実	<p>○県や県聴覚障害者協会と連携し、意思疎通支援事業の充実、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員の養成や活動の支援を行います。</p> <p>○聴覚障がい者センターを中心として、きこえない・きこえにくい人の相談ニーズを積極的に把握し、課題解決を目指す相談支援事業を推進します。</p> <p>○県が設置する盲ろう者支援センターと連携し、盲ろう者が必要な情報を取得・発信するなど、盲ろう者の立場に立った支援を行います。</p> <p>○失語症者とその他の人の意思疎通の支援を図るため、県が実施する失語症者向け意思疎通支援者養成研修を周知し、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、失語症者の社会参加を推進します。</p> <p>○点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。</p>

（注1）ロービジョン：何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活での不自由さをきたしている状態。

<p>③情報アクセシビリティの向上</p>	<p>○「鳥取県手話言語条例」に基づき、手話の意義、基本理念に対する住民の理解の促進、手話の普及に努めます。</p> <p>○障がいの特性に合わせた情報支援機器について、日常生活用具の見直しを検討するなど、コミュニケーションの促進・情報アクセシビリティの向上を図ります。</p> <p>○防災行政無線文字放送機や戸別受信機の設置をすすめます。</p> <p>○市職員について、手話をはじめとしたコミュニケーションがとれるように研修等の受講を推進し、窓口対応などの向上に努めます。</p>
<p>④読書バリアフリーの推進</p>	<p>○読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字や音声などによるアクセシブルな書籍等、資料の充実を図るほか、外出が困難な状況でも読書を楽しめるよう、必要な環境整備を進めます。</p> <p>⇒倉吉市視覚障がい者等の読書環境の整備推進計画（28ページ）</p>

倉吉市視覚障がい者等の読書環境の整備推進計画

1. 背景と趣旨

令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行されました。この法律には、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

市立図書館では、図書館利用に障がいのある人へのサービスとして「は～とふるサービス」を実施しています。なかでも、視覚による表現の認識が困難な利用者に対しては、全国の点字図書館から音訳図書や点字図書を取り寄せ、郵送貸出をしています。また、音訳ボランティアグループと協力し、デージー図書（注1）の製作や音声による図書館広報誌を作成しています。図書館内には大活字本・LLブック（注2）の充実や拡大読書器の設置をするなど読書環境の整備にも努めています。

このように視覚障がい者等に対して様々な取組を行っているところですが、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき本計画を定め、読書バリアフリー法の理念をさらに具現化するよう鳥取県ライトハウスや鳥取県立図書館とも連携を図りながら推進していきます。

2. 計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項で定義されている視覚障がい者等をこの計画においての対象とします。

3. 施策の展開

1 視覚障がい者等による図書館利用に係る体制整備等（読書バリアフリー法第9条関係）

利用者のニーズに応えるため、アクセシブルな書籍等（点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、デージー図書等）の収集を継続して行うとともに、利用しやすい環境等の整備を図ります。

（注1）デージー図書：視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。

（注2）LLブック：読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。

2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（読書バリアフリー法第 10 条関係）

国立国会図書館やサピエ図書館（注 1）を利用し、サービスについて関係機関との連携による周知等により、多くの視覚障がい者等が、資料の利用ができる環境の整備を進めます。

3 製作人材・図書館サービス人材の育成等（読書バリアフリー法第 17 条関係）

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材（司書及び音訳ボランティア）について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促進します。

（注 1）サピエ図書館：視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。

(5) 生活環境

【各取組に共通する方向性】

- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン（注1）化を推進します。
- 車いす使用者の駐車スペースや、「ハートフル駐車場（注2）」の整備など障がいのある人が外出しやすい環境づくりを推進します。
- 障がいのある人に対する手助けや配慮を実践する取組として「あいサポート運動」を推進します。

【取組】

取組	内容
① 公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市が管理する既存の施設の改修等に併せて、県が策定する「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。また、関係機関・団体と意見交換するなど、障がいのある人の目線に合った福祉のまちづくりを推進します。 ○民間の公共的な施設に対するバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。 ○障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業による支援を行います。
② 公共交通機関のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が障がいのない人と等しく安全かつ円滑に移動できるよう、事業者へ公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。 ○障がいのある人が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、路線バスの低床化を働きかけます。また、鉄道、タクシー等のバリアフリー化を交通事業者に働きかけます。 ○主要な生活関連経路における歩きやすい歩道の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの設置及び管理、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機などの整備を県等に働きかけます。 ○ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するとともに

（注1）ユニバーサルデザイン：障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように意図された製品、情報、環境のデザイン。

（注2）ハートフル駐車場：鳥取県内の施設において、障がいや高齢などで歩行が困難な人、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な人に対して設けられた専用駐車スペース。

	<p>に、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所の増加や適正な利用を促すなど、制度の充実を図ります。</p>
<p>③ あいサポート運動の推進</p>	<p>○県が推進する「あいサポート運動」の周知・広報を更に進め、あいサポーターの拡大を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><あいサポート運動></p> <p>地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成21年11月28日に鳥取県独自の運動として始まったもの。障がいを知ることにより、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解し、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動。</p> </div> <p>○県が作成する「とっとりUDマップ(注1)」について、様々な機会をとらえて、周知します。</p>

(注1) とっとりUDマップ: 誰もがいつでも心配することなく外出できるようバリアフリートイレやスロープなどの施設のバリアフリーに関する情報や、子育て応援バスポート協賛店の割引情報、シニア・障がい者割引などの情報を提供する電子地図。

(6) 雇用・就業

【各取組に共通する方向性】

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、雇用、就労の支援を行います。
- 一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く人には、工賃の水準が向上するように、支援を進めます。

【取組】

取組	内容
①障がい者雇用の促進	<p>○市の雇用について、障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、率先して、障がい者雇用を行います。</p> <p>○公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センターと連携し、雇用状況と離職の状況を把握、分析し、民間企業等に向けて、理解、啓発を促進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率> 令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%。ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げる。 国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様。</p> </div>
②障がい特性に応じた就労支援	<p>○障がいのある人の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間労働やテレワーク（注1）など、多様な働き方の実現に向けた就労環境の整備を進めます。</p> <p>○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センターと連携し、特性に応じた就労支援を行います。</p>

（注1）テレワーク：拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をするなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

	<p>○農業分野等における障がい者雇用を推進するため、県の設置するアドバイザーと連携し、情報等の提供を行います。</p>
<p>③ 物品等の優先調達 の推進</p>	<p>○障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成、公表し、物品や役務の調達にあたっては、障がい者就労施設等から優先的に調達します。また当該年度の終了後は物品等の調達実績を公表します。</p> <p>○障がい者就労施設等の具体的な事業等をホームページ等で紹介し、優先調達の推進に努めます。</p>

(7) 教育・文化・芸術活動・スポーツ

【各取組に共通する方向性】

- 障がいの有無にかかわらず共に学び楽しめる場が広がるよう、地域等の学びの場の提供、障がいのある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実を進めます。
- 障がいのある人が身近なところで気軽に文化・芸術活動やスポーツに参加できる場を推進します。

【取組】

取組	内容
①学校及び保育所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行います。 ○発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行います。
②障がいに対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がいのある人に対する市民一人ひとりの理解を深めるため、学校、地域、企業など多様な対象に向けて障がい者等への配慮や理解を深める講座を開催するなど、多様な機会を捉えてあいサポート運動を推進します。 ○各種研修、講演、講義やイベント開催においては、情報保障、意思疎通支援など合理的配慮により、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場を推進します。 ○「障害者週間」において、様々な意識啓発に係る取組を展開します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><障害者週間></p> <p>平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日まで、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取組を行う。</p> </div>

<p>③文化・芸術活動・スポーツの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取さわやか車いす&湖山池ハーフマラソン大会、手をつなぐスポーツまつりなどの障がい者スポーツ大会への支援を行います。 ○障がいのある人が楽しみながらスポーツを継続できる環境の整備を行います。 ○全国や県、国際大会なども含めた障がいのある人の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの普及を図ります。 ○障がい者アートの常設展示拠点である「倉吉白壁アートミュージアム無心」の周知などを通じて、文化・芸術に関する発表の場、作品の観賞の場の充実を図ります。 ○ロービジョンを含む視覚障がい者及び聴覚障がい者などが参加しやすいように移動支援の確保、バリアフリー情報の提供を促進します。
-------------------------	---

(8) 差別解消・権利擁護

【各取組に共通する方向性】

- 「障害者差別解消法」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がいのある人の虐待防止と養護者に対する支援を行います。
- 「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、すべての住民の人権意識の高揚を図ります。

【取組】

取組	内容
①障がい者差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する事業者の取組を推進します。 ○「障害者差別解消法」の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動を行います。 ○市役所内の障がいを理由とする差別の解消を推進するため、職員対応要領に基づき、適切な対応を促進します。
②障がい者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○「倉吉市障がい者虐待防止センター」を設置し、「倉吉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携して、虐待の防止や支援を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><倉吉市障がい者虐待防止センター></p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 10 月に国の「障害者虐待防止法」に基づき、市福祉課に設置。虐待の通報・届出の受理、相談・指導・助言等を行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がいのある人の適切な権利擁護のため、個別相談等の丁寧な対応を行うとともに、企業等に対する障がい者虐待防止の啓発を行います。 ○障害福祉サービス事業所等の職員への虐待防止のため、県の主催する研修会への参加を促進します。

<p>③権利擁護の推進</p>	<p>○障がいのある人が自ら意思決定するという原則を尊重し、障がい特性に応じた適切な意思決定支援ができるよう配慮するとともに、成年後見制度の周知及び適切な利用の促進に向けた取組を進めます。</p> <p>○障がいのある人の福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を行うための日常生活自立支援事業の利用の促進に向けた取組を行います。</p> <p>○障がいのある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を行います。</p>
-----------------	---

(9) 行政サービス等の合理的配慮

【各取組に共通する方向性】

○障がい者を理由とする差別の解消の推進に取組むため、市役所における配慮及び障がい者理解を促進します。

【取組】

取組	内容
①窓口等の配慮	○市役所の各窓口における事務、事業の実施にあたっては、「障害者差別解消法」に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。
②職員研修	○市職員等に対する障がいに関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮を徹底します。

第3章 第7期倉吉市障がい福祉計画及び 第3期倉吉市障がい児福祉計画

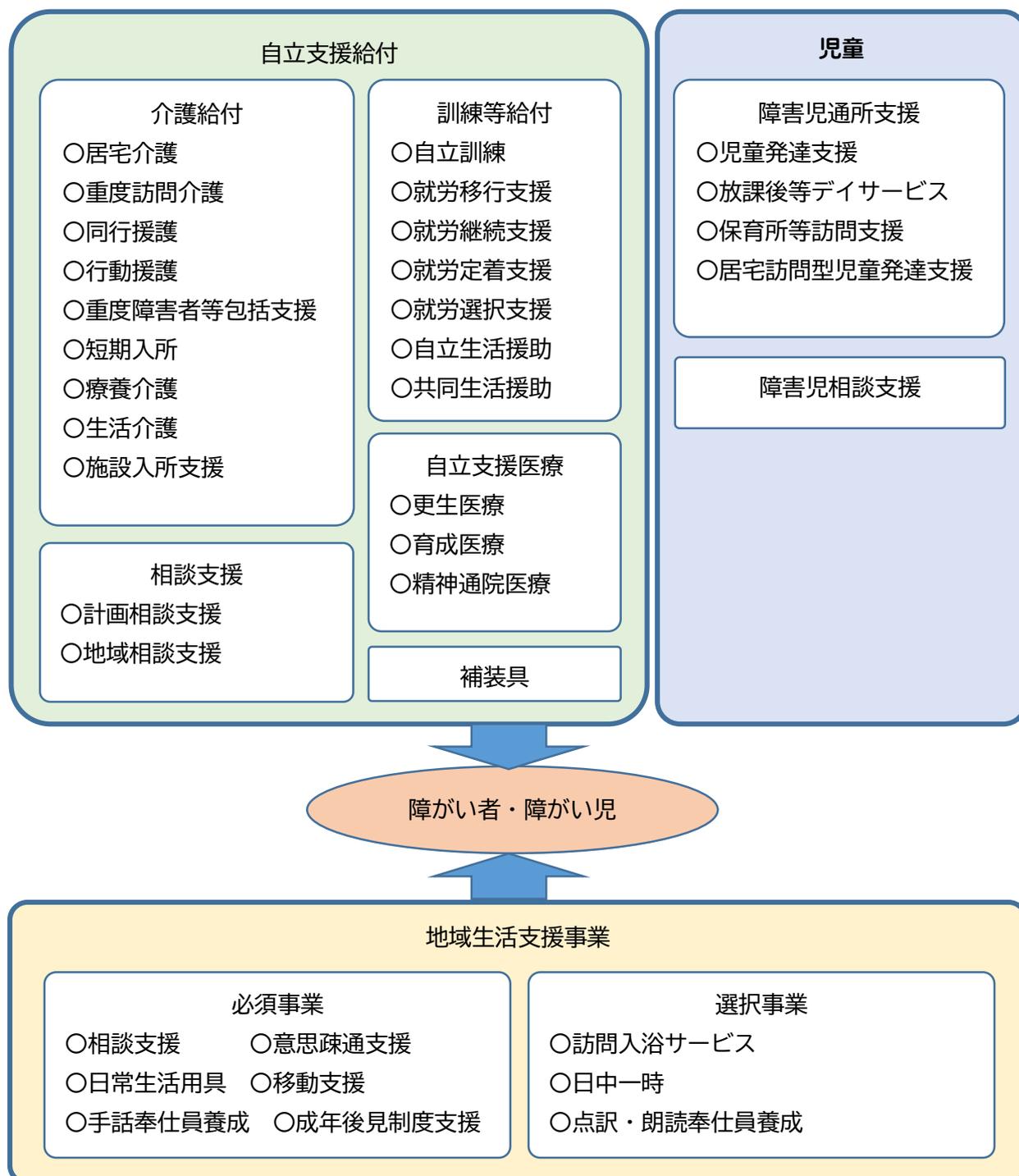
1 基本方針

本プランの基本理念である「共に生きる地域社会の構築」のもと、障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及びサービス等種類ごとの見込量を定めるものです。

なお、成果目標及び見込量は、国の指針をもとに、「鳥取県障がい者プラン」の内容を踏まえ、定めたものです。

2 障害福祉サービス等の体系

国及び県、市の義務的経費が伴う個別給付として、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付と、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援・障害児相談支援、地域での生活を支えるため地域の実情に応じて県や市町村が実施する地域生活支援事業があります。



3 前計画の実績

令和3年3月に策定した「第6期倉吉市障がい福祉計画」及び「第2期倉吉市障がい児福祉計画」において定めた数値目標の結果及び障害福祉サービス等の実績については、以下のとおりです。

1. 数値目標の達成状況

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

項目	【目標値】 令和5年度末	【実績見込値】 令和5年度末
施設入所者数	97人以下	95人
削減数	2人以上	2人
地域生活への移行者数	6人以上	0人

※削減数及び地域生活への移行者数の実績見込み値は令和3年度から令和5年度までの累計

・施設入所者数は、緩やかに減少していますが、地域生活への移行者はありませんでした。要因として、施設入所者の重度化、高齢化がすすみ、地域生活への移行が困難な入所者が増加していることが考えられます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	【目標値】 令和5年度末	【実績見込値】 令和5年度末
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	圏域1回/年	圏域1回/年
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	10人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	圏域1回/年	圏域1回/年

※中部圏域で実施。

・中部圏域で協働して実施することとし、令和5年度まで中部圏域障がい者地域自立支援協議会内で協議の場の設置準備を行い、行政、相談支援事業者、精神保健（県）、医療機関が参加する協議体を、協議会内の部会に設置することとしました。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	【目標値】 令和5年度末	【実績見込値】 令和5年度末
地域生活支援拠点の設置（中部圏域）	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の機能の充実に に向けた検証・検討の実施回数	1回/年	1回/年

※中部圏域で実施。

- ・中部圏域で協働して実施することとし、令和2年度に拠点を設置しました。令和3年度以降は、拠点を構成する事業所を増やすための取組や、緊急時の対応事務フロー等の確認、実施事業所の報告に基づく検証・検討を行いました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

項目	【目標値】 令和5年度末	【実績見込値】 令和5年度末
福祉施設から一般就労への移行者数	13人	11人
就労移行支援からの移行者数	1人	0人
就労継続支援A型からの移行者数	3人	4人
就労継続支援B型からの移行者数	9人	7人
就労定着支援事業の利用者数	9人	0人

- ・福祉施設（就労移行事業所又は継続支援事業所）から一般就労へ移行した人数は11人で、目標を下回りました。
- ・就労定着支援事業所は、中部圏域で1か所ありますが、令和3年度以降利用者はありませんでした。
- ・一般就労への移行者は一定数いるものの、就労移行及び定着に携わることのできる支援員の増や、支援スキルの向上がさらに求められます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

項目	【目標値】 令和5年度末	【実績見込値】 令和5年度末
児童発達支援センター	2 箇所	2 箇所
保育所等訪問支援事業所	2 箇所	5 箇所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	1 箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所	1 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域 1 箇所	圏域 1 箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	6 人以上	27 人

- ・ 児童発達支援センターは、計画どおりに設置しています。
- ・ 保育所等訪問支援事業所は計画を上回る5か所の設置をしています。
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、計画どおりに設置しています。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターは、計画を上回る20人の設置となっています。
- ・ 障がい児支援の提供体制の整備については、すべてにおいて目標値を達成しており、継続的に取組んでいく必要があります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	【目標値】	【実績値】		
	令和5年度末	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	70件/年	9件/年	18件/年	20件/年
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件/年	26件/年	20件/年	20件/年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	18回/年	13回/年	22件/年	20件/年

※令和5年度の実績は見込み値。

- ・総合的・専門的な相談支援の実施については、基幹相談支援センターを設置し、実施しています。
- ・相談支援事業者に対する専門的な指導・助言は基幹相談支援センターで実施しており、指導・助言件数は計画を下回っているが、増加傾向にあります。
- ・基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する人材育成の支援件数は、計画を上回っています。
- ・基幹相談支援センターによる、相談支援機関との連携強化の取組は、主に自立支援協議会を活用し実施しており、実施件数は計画を上回っています。
- ・相談支援体制の充実・強化等については、基幹相談支援センターを中心に、概ね計画を上回る取組ができています。相談支援のニーズが高まっている傾向があることから、さらなる体制の充実・強化が必要となります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	【目標値】	【実績値】		
	令和5年度末	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への市職員の参加人数	5人/年	7人/年	6人/年	6人/年
障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用し、事業所等と共有する場の実施回数	1回/年	-	-	1回/年

※令和5年度の実績は見込み値。

- ・県主催の研修への市職員の参加人数は、計画を上回っています。
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる分析結果を活用し、事業所等と共有する場の実施については、令和4年度にシステムが導入されたことから、令和5年度から実施することとしました。

(8) 情報バリアフリー化の推進

項目	【目標値】	【実績値】
	令和5年度末	令和5年度末
市手話言語条例の制定	制定	未制定

- ・市手話言語条例の制定に向けた準備として、すでに制定済みの自治体への聞き取りや、全国手話言語市区長会の会員を継続し、国や全国自治体の動向の把握に努めました。
- ・令和5年度までの条例制定には至りませんでした。聴覚障がいに関する必要な事業を継続して行いました。

2. 障害福祉サービス等の利用実績

※令和5年度の実績は見込み値
 ※人：月間の利用人数
 ※時間：月間のサービス提供時間
 ※人日：月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

(1) 訪問系サービス

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	人	116	96	121	94	126	94
	時間	1,276	1,213	1,331	1,272	1,386	1,289
重度訪問介護	人	2	1	2	1	2	3
	時間	102	8	102	183	102	927
同行援護	人	6	5	6	4	6	6
	時間	18	16	18	19	18	32
行動援護	人	3	3	3	3	3	3
	時間	39	30	39	24	39	36
重度障害者等包括化支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

- ・居宅介護は、利用者数、利用時間ともに計画を下回っているが、利用時間は増加傾向にあります。
- ・重度訪問介護は、利用者数、利用時間ともに計画を大きく上回っていて、利用者数、利用時間ともに大きく増加しています。増加の要因としては、対応可能な事業所の新設や、それに伴う利用者数及び利用時間の増があります。
- ・視覚障がい者を対象とする同行援護は、利用者数は計画通り、利用時間は令和4、5年度に計画を上回る利用がありました。
- ・知的障がい者等を対象とする行動援護は、利用者はほぼ固定しており計画通りの利用者数でしたが、利用時間はやや下回りました。
- ・重度障害者等包括化支援事業所は、県内にはなく、利用者はありませんでした。

(2) 日中活動系サービス

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人	151	150	151	158	151	160
	人日	2,869	3,031	2,869	3,133	2,869	3,168
療養介護	人	12	12	12	12	12	12
短期入所 (福祉型)	人	31	26	34	25	37	28
	人日	93	187	102	196	111	174
短期入所 (医療型)	人	1	0	1	0	1	1
	人日	2	0	2	0	2	1
自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1	0	1	0
	人日	8	6	8	0	8	0
自立訓練(生活訓練)	人	18	9	18	11	18	10
	人日	252	228	252	321	252	279
就労移行支援	人	10	3	11	2	12	2
	人日	80	48	88	30	96	33
就労継続支援(A型)	人	50	52	53	55	56	58
	人日	1,000	1,020	1,060	1,073	1,120	1,139
就労継続支援(B型)	人	273	242	283	241	293	245
	人日	4,368	4,048	4,528	3,966	4,688	4,013
就労定着支援	人	2	1	2	0	2	0

- ・生活介護は、利用者数、利用日数ともに計画を上回り、増加傾向にあります。
- ・療養介護は、計画通りの利用者数でした。
- ・短期入所(福祉型)は、利用人数は計画を下回りましたが、利用日数は計画を大きく上回っています。短期入所(医療型)は、計画を下回っています。
- ・自立訓練(機能訓練)は、令和4年度以降利用はなく、計画を下回っています。
- ・自立訓練(生活訓練)は、利用者数は計画を下回っていますが、利用日数は令和4年度及び5年度は上回っています。
- ・就労移行支援は、計画を下回っています。
- ・就労継続支援A型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回っており、増加傾向にあります。
- ・就労継続支援B型は、利用者数、利用日数ともに計画を下回っています。
- ・就労定着支援事業所は、中部圏域に2か所ありますが、令和4年度以降利用者はありませんでした。

(3) 居住系サービス

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人	82	81	84	87	86	90
施設入所支援	人	97	97	97	95	97	95

- ・自立生活援助を実施する事業所は、中部圏域にはなく、利用者はありませんでした。
- ・共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、計画を上回り、増加傾向にあります。
- ・施設入所者数は、計画を下回り、減少傾向にあります。地域や在宅での生活が困難な入所者が多く、地域生活への移行が進みにくい状況にあります。

(4) 相談支援

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	665	557	675	574	685	580
地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

- ・計画相談支援事業所は、中部圏域に9か所（市内7か所）あります。令和4年度に事業者が1か所増えたこともあり、利用人数は、計画を下回っていますが、増加傾向にあります。
- ・地域移行支援及び地域定着支援は、利用者がありませんでした。

(5) 児童

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人	18	28	19	22	20	17
	人日	36	94	38	80	40	66
医療型児童発達支援	人	15	10	16	8	17	12
	人日	30	18	32	16	34	18
放課後等デイサービス	人	96	108	101	130	106	150
	人日	384	802	404	1,180	424	1,523
保育所等訪問支援	人	23	15	25	9	27	13
	人日	23	19	25	12	27	17
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	198	180	203	187	208	190

- ・児童発達支援は、利用人数は令和5年度は下回っていますが、利用日数は計画を上回っており、減少傾向にあります。
- ・医療型児童発達支援事業所は、市内に1か所設置されていて、利用者数、利用日数ともに計画を下回っており、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・放課後デイサービスは、利用者数、利用数ともに計画を大きく上回っていて、年々増加しています。
- ・保育所等訪問支援は、利用者数、利用日数ともに計画を下回っていますが、一定の利用があります。
- ・居宅訪問型児童発達支援の事業所は、中部圏域にはなく、利用者はありません。
- ・障害児相談支援事業所は、中部圏域に10か所（市内6か所）あります。令和4年度に事業者が1か所増えたこともあり、利用人数は計画を下回っていますが、増加傾向にあります。

(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
第1号認定	人	5	2	5	0	5	2
第2号認定	人	45	43	45	41	45	43
第3号認定	人	1	3	1	5	1	3
放課後児童健全育成事業	人	66	64	66	82	66	75

- ・第1号認定の利用実績は、計画を下回り、令和5年度時点で2人となっています。
- ・第2号認定の利用実績は、計画を下回り、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・第3号認定の利用実績は、増減はありますが、計画を上回る利用者数となっています。
- ・放課後児童健全育成事業は、計画を上回る利用者数となっています。

(7) 発達障がい者等に対する支援

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ペアレント トレーニング・プログラム 等の支援 プログラム 等の受講者 数	人	6	1	6	2	6	3
ペアレント メンターの 人数	人	13	13	13	13	13	13
ピアサポ ート活動参加 者数	人	7	13	7	6	7	11

- ・ペアレントトレーニング及びプログラムの受講者数は、令和5年度時点で3人となり、計画を下回っています。
- ・ペアレントメンターの人数は、計画どおりの人数です。
- ・ピアサポート活動の参加者数は、令和5年度時点で11人で、計画よりも多い人数となっています。

3. 地域生活支援事業の利用実績

※令和5年度は見込み値

(1) 必須事業

相談支援事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業	設置数	2	2	2	2	2	2
	相談件数	1,175	1,709	1,305	2,047	1,436	2,100
自立支援協議会	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有

- ・相談支援事業は、倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴいと中部障がい者地域生活支援センターの2か所に委託しています。
- ・相談件数は、計画を大きく上回っており、増加傾向にあります。相談内容は、福祉サービスに関する相談や生活の不安に関する相談が多い傾向にあります。
- ・自立支援協議会は市福祉課が事務局となり、年6回開催しています。また中部圏域の自立支援協議会は中部障がい者地域生活支援センターが事務局となり、運営しています。
- ・基幹相談支援センターは、中部障がい者地域生活支援センターが運営しています。

成年後見制度利用支援事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制 度利用支援	利用 件数	10	8	12	10	14	14

- ・成年後見制度利用支援事業の利用件数は、年々増加傾向にあり、令和5年度は計画通りの件数となっています。

意思疎通支援事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者 設置事業	利用 件数	192	170	192	185	192	222
手話通訳者 等派遣事業	利用 件数	91	82	91	111	91	114
要約筆記者 等派遣事業	利用 件数	1	1	1	2	1	1

- ・手話通訳者配置事業の利用件数は、令和4年度までは計画を下回りましたが、令和5年度は計画を上回っています。
- ・手話通訳者等派遣事業の利用件数は、令和4、5年度は計画を上回りました。
- ・要約筆記者等派遣事業の利用件数は計画とほぼ同数となっています。

手話奉仕員養成事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員 養成 (中部圏域)	養成 人数	20	10	20	6	20	4

- ・手話奉仕員の養成研修（入門編）受講者数は計画を下回っています。

日常生活用具給付等事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日常生活用具給付	利用件数	1,542	1,417	1,642	1,425	1,742	1,590

・日常生活用具給付事業の利用件数は、計画を下回りましたが、年々増加傾向にあります。

移動支援事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
移動支援(者)	利用時間	-	2,300	-	2,551	-	2,169
	実利用者数	-	48	-	54	-	51
移動支援(児)	利用時間	-	5,966	-	5,506	-	5,585
	実利用者数	-	20	-	17	-	17
移動支援(合計)	利用時間	8,003	8,266	8,268	8,057	8,533	7,754
	実利用者数	151	68	156	71	161	68

・障がい者の移動支援は、利用者数、利用時間ともに増減を繰り返しており、令和5年度利用時間2,169時間、51人の見込みとなっています。

・障がい児の移動支援は、利用者数、利用時間は増減を繰り返しており、令和5年度5,585時間、17人の見込みとなっています。

・全体として、利用者数は計画を下回り、利用時間は令和3年度は計画を上回りましたが、令和4年度以降は利用者数は計画を下回り、減少傾向にあります。

(2) 任意事業

訪問入浴サービス事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴	利用者数	1	0	1	0	1	0

・訪問入浴サービス事業は、計画を下回り、令和2年度以降利用者はありません。

日中一時支援

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時 (者)	利用時間	-	3,087	-	2,315	-	1,814
	実利用者数	-	59	-	49	-	45
日中一時 (児)	利用時間	-	4,692	-	3,963	-	4,382
	実利用者数	-	26	-	25	-	24
日中一時 (合計)	利用時間	8,514	7,779	8,944	6,278	9,374	6,196
	実利用者数	198	85	208	74	218	69

※児童も含む

- ・障がい者の日中一時は、利用時間、利用者数は減少傾向にあります。
- ・障がい児の日中一時は、利用者数は減少していますが、利用時間は増減を繰り返しています。
- ・全体として、計画よりも利用時間、利用者数が下回り、かつ減少傾向にあります。

社会参加促進事業

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
点字・声の 広報等発行	発行 有無	有	有	有	有	有	有
聴覚障がい 者生活支援 (中部圏域)	参加 人数	132	102	132	143	132	142
自動車運転 免許取得助 成	利用 件数	7	4	7	5	7	6
自動車改造 助成	利用 件数	5	1	5	2	5	6
点訳・朗読 奉仕員養成 (中部圏域)	養成 件数	2	1	2	3	2	0

- ・点字及び声の広報として、市報の発行を行っています。
- ・聴覚障がい者生活支援の参加人数は、令和3年度は計画を下回ったが、令和4年度以降は計画を上回る人数となりました。
- ・自動車運転免許取得助成、自動車改造助成の利用件数は、計画を下回ったが、増加傾向にあります。
- ・点訳・朗読奉仕員養成研修の養成件数は、1年度に1圏域で開催しており、令和4年度は中部圏域での開催だったため、計画を上回る件数となっています。令和5年度は未実施のため0件です。

4 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行をすすめるため、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホーム、一般住宅などに移行するための支援を行うものです。

【目標】

国の指針では令和4年度末時点の施設入所者数を基準値とし、6%以上を地域生活へ移行し、福祉施設に入所している人の数を5%以上削減することとされています。国の指針及び県の計画と整合性をとり、以下のとおり目標値を定めます。

項目	基準値	目標
	令和4年度	令和8年度末
福祉施設から地域生活への移行者数 (計画期間の累計)	0人	6人
福祉施設入所者数	96人	91人
削減者数 (計画期間の累計)	1人	5人

【目標達成のための取組】

○関係機関の連携

・長期間施設に入所している人のうち地域移行の支援が必要な人に対して、指定一般相談支援事業者が中心となり、居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行うなど、関係機関と連携して、ニーズに合わせた地域移行支援を行います。

○受け皿の確保

・共同生活援助（グループホーム）の新規参入にかかる補助などの情報提供を行います。また、夜間世話を配置したグループホーム事業者が安定した事業運営ができるよう補助します。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、支援事業者、行政等の関係者の顔の見える関係を構築し、地域課題の共有などを行うことで、地域における精神障がいにも対応した包括ケアの仕組みを構築するものです。

【目標】

国の指針では、地域における保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催と、協議の場の参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施を定めることとされています。本市においては、令和5年度に中部圏域で協議の場を設置し、継続して取り組んでいきます。

項目	実績値（見込）	目標値
	令和5年度	令和8年度
協議の場の設置	有	有
開催回数	1回	1回
参加者数	10人	10人
目標設定・評価の実施回数	－	1回
精神障がいのある人の地域移行支援	－	1人
精神障がいのある人の地域定着支援	－	1人
精神障がいのある人の共同生活援助	－	25人
精神障がいのある人の自立生活援助	－	0人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）	－	5人

【目標達成のための取組】

○中部圏域での協議の場の設置

・中部圏域障がい者地域自立支援協議会において、本取組を内包する専門部会を設置し、医療機関、中部圏域1市4町及び障害福祉サービス事業者、保健所等が参加し、情報共有や必要な施策の検討を行います。

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活の支援の充実を図るため、地域生活を支援する機能である、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の対応、④専門性、⑤地域の体制づくりを集約した地域生活拠点等の充実を図るものです。

【目標】

国の指針では、各市町村または圏域ごとに地域生活支援拠点を設置し、拠点が有する機能の充実に向けた検証・検討を実施することとされています。また、強度行動障がいのある人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備をすすめることとされています。本市においては、令和2年度に中部圏域1市4町で面的に拠点の整備を行いました。機能の充実及び強度行動障がいのある人に関する支援体制の整備に向けた取組を継続して行います。

項目	実績値（見込）	目標値
	令和5年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置	1か所	1か所
コーディネーターの配置	－	2人
検証・検討の実施回数	1回	1回

【目標達成のための取組】

○中部圏域での地域生活支援拠点の設置
・令和2年度に中部圏域1市4町で面的に拠点の整備を行いました。検証・検討の場を通じて、現状を分析し、機能の充実を図ります。
○強度行動障がいのある人の支援
・県及び相談支援機関等の関係機関と連携し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの福祉施設から、一般就労へ移行するための支援を行うものです。

【目標】

国の指針では、令和3年度の実績を基準値とし、令和8年度までに、一般就労への移行者数を1.28倍以上、就労定着支援事業所の利用者数を1.41倍以上とすることとされています。本市においては、国の指針のとおり目標値を設定します。

項目	基準値	目標値
	令和3年度	令和8年度
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	9人
就労移行支援	0人	1人
就労継続支援A型	2人	3人
就労継続支援B型	5人	5人
就労定着支援	0人	1人

【目標達成のための取組】

○関係機関の連携

・障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携し、障がいのある人への就労相談等の支援を行います。

○障がい者の雇用

・市福祉課において、知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人の雇用を継続して行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした地域における支援体制の構築など、障がい児に対する必要なサービスの提供体制を整備するものです。

【目標】

国の指針では、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置することとされています。本市においては児童発達支援センター以外は令和5年度時点ですべて設置されており、継続して取り組んでいきます。

項目	実績値（見込）	目標値
	令和5年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	-	1か所
保育所等訪問支援事業所	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	27人	30人

【目標達成のための取組】

○協議の場の設置

・中部圏域障がい者地域自立支援協議会において、医療的ケア児の支援に関する専門部会を設置し障害福祉サービス事業所や医療機関などの関係機関と連携して、課題の共有や検討、支援体制の充実を図ります。

○医療的ケア児等支援コーディネーターの配置

・医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。また、県の設置する医療的ケア児支援センターと連携し、きめ細かな支援に取り組めます。

(6) 発達障がい者等に関する支援

ペアレントトレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近に支援を受けることができる体制づくりを行います。また、保護者に対するペアレントメンターの活用、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの推進、ピアサポートの充実を図ります。

【目標】

国の指針では、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動の参加者数を設定することとされています。本市においては、令和5年度の実績をもとに令和8年度の目標値を設定します。

項目		実績値（見込）	
		令和5年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数	50人	50人
	実施者数	8人	8人
ペアレントメンターの人数		13人	13人
ピアサポート活動の参加者数		10人	15人

【目標達成のための取組】

○周知・啓発

・県が実施するペアレントメンター養成研修の周知、啓発を行うことで、受講者数の増加に努めます。

○ピアサポート活動の推進

・相談支援事業所と連携し、ピアサポート活動の場の設置、様々な機会をとらえて周知を行います。

(7) 相談支援の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題や支援ニーズを把握し、適切な福祉サービスにつなげることが重要です。そのための、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言など相談支援に関する各種機能の充実・強化を行うものです。

【目標】

国の指針では、各市町村において、基幹相談支援センターを設置することとされています。また、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成に関する支援、連携強化の取組の実施について目標値を設定することとされています。本市においては、平成28年度に基幹相談支援センターを設置。令和5年度を基準値とし、令和8年度の目標値を設定します。

項目	実績値（見込）	目標値
	令和5年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有（1か所）	有（1か所）
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件	20件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	20件	20件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回	20回
主任相談支援専門員の配置数	2人	2人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	—	1回
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	有	有
	—	2回

【目標達成のための取組】

○基幹相談支援センターの設置

・本市においては、中部圏域1市4町共同して設置しています。地域の相談支援事業者等の中核的なセンターとして、専門的な指導・助言、情報共有、人材育成の支援を、継続して実施します。

○協議の場の設置

・中部圏域障がい者地域自立支援協議会において、相談支援に関する専門部会を設置し、共通する課題の検討など、連携の強化を図ります。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、意思決定の質の向上を含めて、これらに向けた取組を推進するものです。

【目標】

国の指針では、各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築することとされ、都道府県が実施する研修への市町村職員の参加、障害者自立支援審査支払システム等を活用し事業所等と共有する場を設置することとされています。本市においては、令和5年度の実施状況を基準に、令和8年度の目標値を設定します。

項目	実績値（見込）	目標値
	令和5年度	令和8年度
県が実施する研修への市職員の参加人数	6人	6人
障害者自立支援審査支払システム等による分析結果を活用し事業所等と共有する体制と実施回数	有	有
	1回	1回

【目標達成のための取組】

○市職員の研修の参加促進

・県が実施する障がい福祉に関する各種研修に、積極的に参加し、障害福祉サービスの窓口業務等の質の向上を図ります。

○関係機関との連携

・障害者自立支援審査支払システム等を活用し、現状を分析するとともに、中部圏域障がい者地域自立支援協議会の部会等の場を活用し、情報共有します。

(9) 情報バリアフリー化の推進

市手話言語条例等の制定を目標とし、あわせて聴覚障がいだけでなく、音声または言語機能に障がいのある人の情報コミュニケーション支援を充実させる取組を行います。

【目標】

平成 25 年 10 月に「鳥取県手話言語条例」が制定され、手話を言語として普及、啓発を進めていることから、本市における条例の制定に向けた取組を行います。(本市独自目標)

項目	実績値（見込）	目標値
	令和 5 年度	令和 8 年度
市手話言語条例等の制定	—	制定

【目標達成のための取組】

○関係機関との連携

・全国手話言語市区長会の加入を継続するとともに、聴覚障害者協会や中部ろうあ協会などと連携し、協議の場を設置するなど、条例制定に向けた取組を行います。

5 障害福祉サービスの活動指標（見込量）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援）及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスについて、前計画の実績値などを参考に、令和8年度までの見込量を設定します。

（1）訪問系サービス

【内容】

サービス名	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯などの家事、生活に関する相談、助言などの援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障がいのある人で、常時介護を必要とする人に、自宅などでの入浴、排泄、食事の介護、外出時の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚に障がいのある人が外出するときに、必要な視覚的情報の提供、代読、代筆、外出先での介護など必要な視覚情報支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しく困難のある人が外出するときに、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護など必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする、重度障がいのある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	94	95	95	95
	時間	1,289	1,306	1,324	1,341
重度訪問介護	人	3	5	5	5
	時間	927	1,000	1,000	1,000
同行援護	人	6	6	6	6
	時間	32	35	35	35
行動援護	人	3	3	3	3
	時間	36	40	40	40
重度障害者等包括化支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- 訪問系サービスは、福祉施設から地域生活への移行や、地域生活を継続する上で、重要な役割を担うと考えられることから、今後も、一定の利用量が見込まれます。相談支援事業所を中心とした事業所との連携や、人材確保に向けた指導・助言を行うなど、適切なサービスが提供できる体制を確保します。
- 中部圏域障がい者地域自立支援協議会においてホームヘルプサービス部会を設置し、事業者間の課題等を共有することで、サービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【内容】

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、日中に施設において食事、入浴、排泄の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	介護者の病気や家族の休養のため、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護などを必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、リハビリテーションなどのトレーニングや、生活などへの相談・助言を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むことを目的に、必要な訓練、生活等に関する相談、助言を行います。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人に、本人の希望、就労能力、適性、就労後に必要な配慮等を整理し、本人に合った適切な選択ができるよう支援を行います。 ※令和7年10月から開始
就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能な人に対して、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練、求職活動の支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練等を行います。（雇用型）
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練等を行います。（非雇用型）
就労定着支援	一般就労された障がいのある人に、就労の継続を図るため、雇用により生じる問題などへの相談、指導、助言を行います。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	160	165	165	165
	人日	3,168	3,200	3,230	3,260
療養介護	人	12	12	12	12
短期入所 （福祉型）	人	28	30	30	30
	人日	174	180	180	180
短期入所 （医療型）	人	1	0	0	0
	人日	1	0	0	0
自立訓練（機 能訓練）	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
自立訓練（生 活訓練）	人	10	15	15	15
	人日	279	280	280	280
就労選択支援	人	—	—	1	1
	人日	—	—	1	1
就労移行支援	人	2	3	3	3
	人日	33	35	35	35
就労継続支援 （A型）	人	58	60	62	64
	人日	1,139	1,200	1,280	1,360
就労継続支援 （B型）	人	245	250	255	260
	人日	4,013	4,050	4,100	4,150
就労定着支援	人	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 地域生活支援拠点を設置し、障がいのある人の地域生活における緊急時の対応として、短期入所の利用の円滑化を図るとともに、必要なサービス提供体制を確保します。また短期入所（医療型）については、利用が少ないことを検証・検討し、ニーズがあった場合は、サービスの提供を行います。
- 就労系サービスについては、本人の希望や就労能力、適性など、ニーズを適切に把握するとともに、一般就労への移行がすすむように、新たなサービス（就労選択支援）の体制の整備をすすめます。また、中部圏域障がい者地域自立支援協議会の就労支援部会において、事業者の共通の課題などを共有し、サービスの質の向上を図ります。

(3) 居住系サービス

【内容】

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がいのある人が、一人暮らしを希望する場合に、理解力や生活力を補うため、必要な助言等を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を希望する障がいのある人に、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日における入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0
共同生活援助	人	90	90	95	100
施設入所支援	人	95	94	93	91

【見込量確保のための方策】

○障がいのある人の実情や状況を把握し、地域移行をすすめていく上で、グループホームなどのニーズは高まっていることから、必要なサービス量を確保します。また、地域生活支援拠点を設置し、障がいのある人の地域での生活の継続や病院や施設からの地域移行がすすめられるようにサービスの提供体制を確保します。

(4) 相談支援

【内容】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する際に、障がいのある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡、調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所、入院している人に、住居の確保や必要な障害福祉サービスの調整などの必要な相談、支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談などの支援を行います。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	580	585	590	600
地域移行支援	人	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援を実施する事業者などに対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促すなど、相談支援員の人材確保とサービスの質の向上を図ります。
- 中部圏域障がい者地域自立支援協議会の相談支援部会において、事業者との連携、課題の共有、検討などを行います。

(5) 障害児通所支援等

【内容】

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学児に、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に、学校終了後または休業日に、創作活動や生活能力の向上のための訓練などを行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等に訪問し、集団生活に適應するために必要な、専門的な支援や助言を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、助言などを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がいのある児童に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡、調整、モニタリングを行います。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	30	30	30	30
	人日	84	85	85	85
放課後等デイサービス	人	150	155	160	165
	人日	1,523	1,600	1,650	1,700
保育所等訪問支援	人	13	15	15	15
	人日	17	15	15	15
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
障害児相談支援	人	190	200	210	220

【見込量確保のための方策】

- 障害児通所支援は、発達障がいの早期発見などにより、障がいのある児童が一定数あることに加え、利用ニーズも様々であるため、必要なサービス量を確保します。また、医療的ケア児コーディネーターを中心とした他分野の連携の構築することで、ニーズに合ったサービスの利用調整に努めます。
- 放課後等デイサービスの利用は今後も増加傾向にあることから、必要なサービス量を確保します。
- 障害児相談支援については、中部圏域障がい者地域自立支援協議会の相談支援部会や、医療的ケア児等支援部会において、事業者の連携、課題の共有、検討を行い、サービスの質の向上を図ります。

(6) 障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制

【内容】

サービス名	内容
第1号認定 (幼稚園、認定こども園)	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が対象となります。
第2号認定 (保育所、認定こども園)	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が対象となります。
第3号認定 (保育所、認定こども園等)	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が対象となります。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ

【見込量】

区分		実績(見込)	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号認定	人	2	5	5	5
第2号認定	人	43	45	45	45
第3号認定	人	3	1	1	1
放課後児童健全育成事業	人	75	66	66	66

【見込量確保のための方策】

- 「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、障がいのある児童の受入体制の充実を目指します。
- 保育士、放課後児童支援員等の加配対応、保育所訪問相談などとの連携、専門性を高める人材育成を行うなど、支援体制の充実を図ります。

6 地域生活支援事業の活動指標（見込量）

地域生活支援事業は市町村及び都道府県が主体となって地域の特性や実情に応じて、柔軟な事業形態により効率的・効果的に実施するものです。国が定めるメニューのうち、必須で実施する必須事業と、ニーズ等に応じて実施する任意事業があります。前計画の実績値を参考に、令和8年度までの見込量を設定します。

（1）必須事業

①相談支援事業

【内容】

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援など、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように必要な支援を行います。
自立支援協議会	障がいのある人が地域で暮らし続けることができるように、地域における課題を解決するため、情報共有や検討を行う、地域の関係者によるネットワーク。
基幹相談支援センター	総合相談や専門相談、困難事例の対応、相談支援事業者への指導や助言、地域の相談支援専門員の人材育成、地域移行・地域定着支援のためのネットワークの構築、成年後見利用支援や虐待防止対応などを行います。

【見込量】

区分		実績(見込)	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	設置数	2	2	2	2
	相談件数	2,100	2,150	2,200	2,250
自立支援協議会	設置有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業は、市内に2か所設置しています。相談件数は増加傾向かつ相談内容は複雑化していることから、障害福祉サービス等の利用支援だけでなく、関係機関と連携し、包括的な支援対応が求められています。困難事例に対応できるよう、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、多機関と協働して、事案に取り組むなど、連携の強化を図ります。
- 基幹相談支援センターを中部圏域で1か所共同設置しています。基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の機能強化と、中部圏域障がい者地域自立支援協議会を活用した関係機関のネットワーク化を図っていきます。
- 様々な機会をとらえて、相談窓口の周知を積極的に実施します。

②成年後見制度利用支援事業

【内容】

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	自己の判断で障害福祉サービス等を利用することが困難な人に対し、成年後見制度を利用するための申し立ての経費や後見人の報酬の一部を助成し、障がいのある人の権利擁護を図ります。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	14	15	16	17

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度を必要とする方は今後も増加する見込みであることから、「倉吉市成年後見制度利用促進計画」との整合性を図るとともに、相談支援事業や成年後見支援センターなどと連携、調整し、障がいのある人のニーズに対する必要な支援を行います。
- 様々な機会をとらえて、関係機関等への制度の周知を図ります。

③意思疎通支援事業

【内容】

サービス名	内容
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を設置します。
手話通訳者等派遣事業	聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等の派遣を行います。
要約筆記者等派遣事業	聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者等の派遣を行います。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者 設置事業	利用件数	222	230	230	230
手話通訳者 等派遣事業	利用件数	114	120	120	120
要約筆記者 等派遣事業	利用件数	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 聴覚障がいのある人に対する意思疎通支援として、中部聴覚障がい者センター（鳥取県聴覚障害者協会）と連携し、手話通訳者の設置等を行うとともに、手話通訳者等の能力向上に努め、質の高いサービス提供に努めます。
- きこえない・きこえにくい人、手話についての知識、理解、手話は言語であることなどを、関係機関と協力して、周知します。

④手話奉仕員養成事業

【内容】

サービス名	内容
手話奉仕員養成 (中部圏域)	手話で日常会話を行うために必要な手話の表現技術などを習得した人を養成します。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成 (中部圏域)	養成人数	4	10	10	10

【見込量確保のための方策】

- 中部聴覚障がい者センター（鳥取県聴覚障害者協会）と連携し、様々な機会をとらえて、養成研修の周知を行い、受講者の増加を図ることで、手話通訳者の確保に繋がります。

⑤日常生活用具給付等事業

【内容】

サービス名	内容
日常生活用具給付	重度の障がいのある人に対して、日常生活用具を給付等することで、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加の促進を図ります。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付	利用件数	1,590	1,600	1,610	1,620

【見込量確保のための方策】

- 日常生活用具の情報収集や、利用者のニーズを把握し、必要に応じて給付対象品目等を見直すなど、事業の充実に努めます。
- 利用者に対して、必要な情報提供を行い、事業者と連携し、ニーズに合った給付に努めます。

⑥移動支援事業

【内容】

サービス名	内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加に必要な外出時の移動を支援し、地域における自立生活、社会参加を促進します。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援 （者）	利用時間	2,169	2,200	2,200	2,200
	実利用者数	51	55	55	55
移動支援 （児）	利用時間	5,585	5,600	5,600	5,600
	実利用者数	17	20	20	20
移動支援 （合計）	利用時間	7,754	7,800	7,800	7,800
	実利用者数	68	75	75	75

【見込量確保のための方策】

- 一定の利用ニーズはあることから、事業者と連携し、利用者に対する情報提供を行うとともに、必要なサービス量を確保します。
- 中部圏域障がい者地域自立支援協議会を活用するなど、相談支援事業等と連携し、移動支援に対する課題を共有するとともに、サービスの提供体制整備に努めます。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

【内容】

サービス名	内容
訪問入浴	在宅で入浴することが困難な障がいのある人に、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供します。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴	利用者数	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○現在、利用はありませんが、様々な機会をとらえて、事業を周知するとともに、ニーズがあった場合はサービスが提供できるように、体制を整備します。

②日中一時支援

【内容】

サービス名	内容
日中一時支援	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時 （者）	利用時間	1,814	2,000	2,000	2,000
	実利用者数	45	45	45	45
日中一時 （児）	利用時間	4,382	4,500	4,500	4,500
	実利用者数	24	25	25	25
日中一時 （合計）	利用時間	6,196	6,500	6,500	6,500
	実利用者数	69	70	70	70

【見込量確保のための方策】

○日中一時支援の利用は一定量あり、特に障がいのある児童のニーズが多くあります。事業者と連携し、利用者への周知を積極的に行うとともに、必要なサービス量を確保します。

③社会参加促進事業

【内容】

サービス名	内容
点字・声の広報等発行	市報やホームページについて、文字による情報の入手が困難な障がいのある人に、点訳、音声などによるわかりやすい方法により、情報を提供します。
聴覚障がい者生活支援 (中部圏域)	聴覚障がいのある人に、集団の中で健康や食生活、栄養の管理など、生活の向上を図るための、日中の活動の場を提供します。
自動車運転免許取得 助成	障がいのある人の社会参加、就労を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成	身体に障がいのある人の社会参加、就労を支援するため、自動車の操行装置や駆動装置などの改造に要する費用の一部を助成します。
点訳・朗読奉仕員養成 (中部圏域)	視覚障がいのある人に対する理解と、情報保障を推進するため、点訳・朗読の知識を取得した奉仕員を養成します。

【見込量】

区分		実績（見込）	見込量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の 広報等発行	発行有無	有	有	有	有
聴覚障がい 者生活支援 (中部圏 域)	参加人数	142	150	150	150
自動車運転 免許取得助 成	利用件数	6	5	5	5
自動車改造 助成	利用件数	6	5	5	5
点訳・朗読 奉仕員養成 (中部圏 域)	養成件数	0	3	3	3

【見込量確保のための方策】

- 市報やホームページについては、必要な人に確実に情報が届けられるように、わかりやすい方法による情報提供に努めます。
- 聴覚障がいのある人の生活支援事業については、一定数の利用が見込まれるため、中部聴覚障がい者センターと連携し、引き続き、日中活動の場の提供を行います。
- 点訳・朗読奉仕員養成については、鳥取県ライトハウス点字図書館と連携し、養成研修を実施するとともに、様々な機会をとらえて、周知し、受講者の拡大に努めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 関係機関・団体等との連携

市民、障がいのある人とその家族、障がい福祉関係団体、障害福祉サービス事業者、医療、雇用、企業、地域等との連携を図ります。「倉吉市障がい者地域自立支援協議会」や「中部圏域障がい者地域自立支援協議会」を中心とした各ネットワークを活用し、情報や課題の共有、検討などを行います。

(2) 庁内の連携

本プランの推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、人権、雇用など、庁内全体での取組が必要です。多岐にわたる関係部課と情報を共有し、課題への検討や取組の推進について、相互に連携を図ります。

上位計画である「倉吉市地域福祉推進計画」をはじめ、市総合計画や関連する福祉分野の各計画との整合性を図るとともに、連携して施策を推進します。

(3) 国、県、圏域との連携

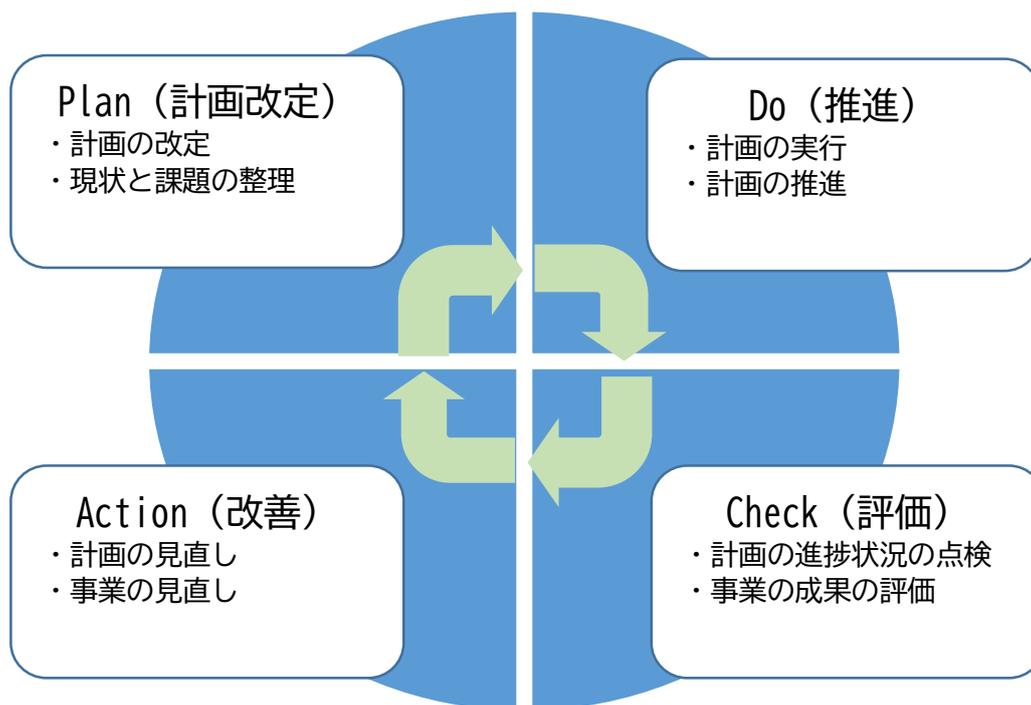
本プランの推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、必要に応じて、圏域全体のサービス調整やサービス基盤の整備などに対応できるように、圏域での連携を図ります。

2 計画の進捗管理と評価

本プランの推進にあたっては、プランの進行状況の管理を行うとともに、「倉吉市障がい者地域自立支援協議会」での意見聴取を行うなど、PDCAサイクルに基づく、プランの推進、評価を行います。

また、「倉吉市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会」において、3年ごとの「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の見直しに併せて、必要に応じて本プランの全体的な見直しを行います。

<PDCA サイクル>



3 倉吉市障がい者地域自立支援協議会

(1) 倉吉市障がい者地域自立支援協議会

本市は、「障害者総合支援法」に基づき、関係機関・団体により、地域の障がい福祉に関する課題の共有、検討を行うため、「倉吉市障がい者地域自立支援協議会」を設置しています。困難事例に対する協議や、地域の社会資源の開発、権利擁護など、地域のサービス基盤の整備や支援体制の充実に向けた検討を行います。

倉吉市障がい者地域自立支援協議会

全体会 専門部会

相談支援に関する機関団体

- 中部障がい者地域生活支援センター
- 倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい
- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員
- 倉吉市民生児童委員連合協議会
- 倉吉市社会福祉協議会
- 障害者就業・生活支援センターくらよし
- 鳥取県立中部療育園

障がい者関係団体

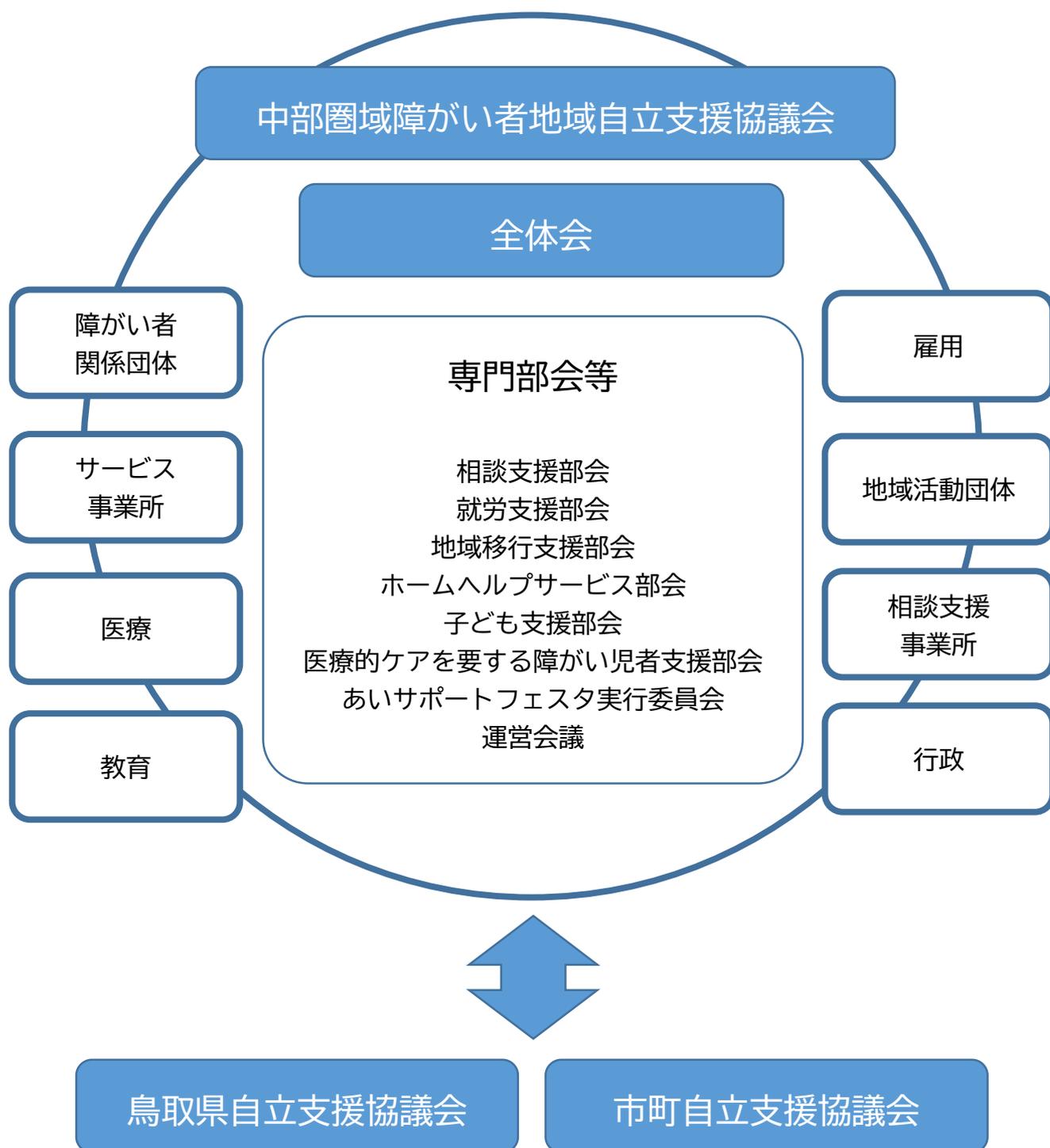
- 倉吉市精神障がい者家族会
- 倉吉市肢体不自由児・者父母の会
- 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 倉吉市社会福祉施設連絡協議会

障がい者関係団体

- 市福祉課
- 市子ども家庭課

(2) 中部圏域障がい者地域自立支援協議会

中部圏域1市4町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）で、共同して、「中部圏域障がい者地域自立支援協議会」を設置しています。中部圏域の障がい福祉の関係機関の、より広域的な課題などを共有、検討するとともに、関係機関の連携強化を行います。



1 設置要綱

倉吉市障がい者計画及び倉吉市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する計画（以下「障がい者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する計画（以下「障がい福祉計画」という。）並びに児童福祉法第33条の20第1項に規定する計画（以下「障がい児福祉計画」という。）の策定に当たり、障がい者その他の関係者及び市民の意見を聞くため、倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、25名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者関係団体の代表
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害

福祉サービスを行う事業者の代表

- (3) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行う事業者の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 各種関係機関又は関係団体の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 市民の代表

2 前項第7号の市民の代表は、市民から募集するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定完了の日までとする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 計画策定委員名簿

区分	委員名	職名	所属	備考	
(第1号委員) 障害者関係団体の代表	竺原 晶子	会員	特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会		
	林 るみ子	副会長	鳥取県重症心身障害児者を守る会 鳥取県支部		
	福永 幸男	会長	倉吉市身体障害者福祉協会		
	治郎丸 有里	副会長	倉吉市手をつなぐ育成会		
	山根 和江	副会長	倉吉市精神障がい者家族会		
	筏津 充代	会長	倉吉市肢体不自由児者父母の会	委員長	
	谷崎 義孝	総務部長	鳥取県中部ろうあ協会		
	福留 史朗	会長	鳥取県見えにくい人を考える会		
(第2号委員) 障害福祉サー ビス事業者の 代表	居宅介護	小川 朗子	所長	ヘルパーステーション蔵まち	
	障害者支援施設	伊藤 幸司	施設長	敬仁会館	
	就労継続支援B 型事業所	尾川 友美子	管理者	向山ブルースカイ	
	重度心身障がい 者受入事業所	谷川 英里	次長	中部療育園	
相談機関代表	障害児入所施設	伊藤 雅子	育成課長	鳥取県立皆成学園	
		河本 和幸	相談支援 専門員	中部障がい者地域生活支援センター	
		戸羽 伸一	所長	鳥取県中部聴覚障がい者センター	
	森 玲子	所長	障害者就業・生活支援センターくらし		
(第3号) 地域活動団体の代表	坂本 操	会長	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	副委員長	
(第4号委員) 各種関係機関又は関係団体 の代表		田中 潔	倉吉病院副理事 長・名誉院長	鳥取県中部医師会	
		野上 秀和	所長	倉吉公共職業安定所	
		上原 俊平	係長	倉吉児童相談所	
		霜村 新	副校長	鳥取県立倉吉養護学校	
(第5号委員) 学識経験者	松村 久	所長	中部成年後見支援センター ミットレーベン		
(第6号委員) 市民の代表	明里 英和	—	公募委員		

3 計画策定の経過

本プランの策定の経過は以下のとおりです。

実施日	会議名・策定工程	内容
令和5年10月31日	第1回倉吉市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会	(1) 倉吉市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の概要について (2) 第4期倉吉市地域福祉推進計画の実績について (3) 倉吉市の現状について (4) 第5期倉吉市地域福祉推進計画の体系について (5) 今後のスケジュールについて
令和5年12月22日	第2回倉吉市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会	(1) 倉吉市障がい者プランの素案について
令和6年1月10日 ～1月31日	パブリックコメント	
令和6年2月9日	第3回倉吉市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会	(1) パブリックコメントの結果について (2) 倉吉市障がい者プランの確認について

4 団体・事業所等一覧

【相談機関等】

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	倉吉市健康福祉部福祉課	倉吉市堺町 2 丁目 253-1	22-8118	22-7020	
2	倉吉市健康福祉部子ども家庭課	倉吉市堺町 2 丁目 253-1	22-8220	22-8135	
3	中部総合事務所倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2	23-3127	23-4803	
4	中部身体障害者更生相談所	倉吉市東巖城町 2	23-3124	23-4803	
5	中部知的障害者更生相談所	倉吉市東巖城町 2	23-3124	23-4803	
6	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町 2-36	23-1141	23-6367	
7	「エール」発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町 3564-1	22-7208	22-7209	
8	障害者就業・生活支援センターくらし	倉吉市住吉町 37-1	23-8448	23-8456	
9	鳥取県中部聴覚障がい者センター	倉吉市葵町 724-15	27-2355	27-2360	
10	鳥取県視覚障がい者中部支援センター	倉吉市山根 540-1 パールビル 4 階	27-1654	27-1885	

【相談支援事業所】

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴ	倉吉市瀬崎町 2714 番地 1	22-6239	23-7122	一般
2	中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市山根 43	26-2346	26-2346	一般・基幹
3	障害者支援センターくらし	倉吉市住吉町 37-1	23-8455	23-8456	
4	障がい者サポートセンター 敬仁	倉吉市山根 55 番地 39	26-0480	26-0483	
5	相談支援センター絆	倉吉市福吉町 2 丁目 1535 番 4	24-5229	24-5229	
6	相談支援事業所えん	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
7	move on	倉吉市広栄町 889-9 2F	27-0083	27-0085	

【訪問系サービス事業所】

○居宅介護

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	ヘルパーステーション 蔵まち	倉吉市東巖城町 219	24-0371	24-0372	
2	医療法人十字会訪問介護 ステーションのじま	倉吉市瀬崎町 2714 番 地 1	23-7107	23-7122	
3	ニチイケアセンター倉 吉	倉吉市東巖城町 120-1	47-6347	47-6348	
4	ホームヘルプセンター マグノリア	倉吉市上井町 1 丁目 2-1	26-3922	26-3923	
5	ホームヘルパーステー ション せいわ	倉吉市上井 300	26-5212	47-4766	
6	訪問介護のぞみ	倉吉市下余戸 161-1	24-6995	24-6994	
7	ホームケア土屋 鳥取	倉吉市海田西町 2 丁目 57-1 高塚ビル 2 階	050-3184- 0703	050-6865- 7626	
8	ヘルパーステーション わのわ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
9	株式会社絆	倉吉市福吉町 2 丁目 1535-4	24-5229	24-5229	

○重度訪問介護

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	ヘルパーステーション 蔵まち	倉吉市東巖城町 219	24-0371	24-0372	
2	医療法人十字会訪問介護 ステーションのじま	倉吉市瀬崎町 2714 番 地 1	23-7107	23-7122	
3	ニチイケアセンター倉 吉	倉吉市東巖城町 120-1	47-6347	47-6348	
4	ホームヘルプセンター マグノリア	倉吉市上井町 1 丁目 2-1	26-3922	26-3923	
5	ホームヘルパーステー ション せいわ	倉吉市上井 300	26-5212	47-4766	
6	訪問介護のぞみ	倉吉市下余戸 161-1	24-6995	24-6994	
7	ホームケア土屋 鳥取	倉吉市海田西町 2 丁目 57-1 高塚ビル 2 階	050-3184- 0703	050-6865- 7626	
8	ヘルパーステーション わのわ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	

○同行援護

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	ヘルパーステーション 蔵まち	倉吉市東巖城町 219	24-0371	24-0372	
2	医療法人十字会訪問介 護ステーションのじま	倉吉市瀬崎町 2714-1	23-7107	23-7122	
3	ニチイケアセンター倉 吉	倉吉市東巖城町 120-1 横住ビル 1F	47-6347	47-6348	
4	ホームヘルプセンター マグノリア	倉吉市上井町 1 丁目 2-1	26-3922	26-3923	
5	ホームヘルパーステー ション せいわ	倉吉市上井 300	26-5212	47-4766	

○行動援護

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	医療法人十字会訪問介 護ステーションのじま	倉吉市瀬崎町 2714-1	23-7107	23-7122	
2	ヘルパーステーション わのわ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	

【日中活動系サービス事業所】

○生活介護

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	希望の家	倉吉市みどり町 3576 番地の1	22-2978	47-6738	
2	サンジュエリー	倉吉市福守町 452	29-5778	29-5738	
3	みのりサングリーン	倉吉市和田東町向山 914-58	22-1068	22-1077	
4	障害者支援施設 敬仁 会館	倉吉市山根 55-39	26-0480	26-0483	
5	トーゲン倉吉	倉吉市寺谷 331 番地	22-0211	22-0212	
6	ヴェルヴェチア	倉吉市大宮 451-1	28-6781	28-6775	
7	ボン・チャンス	倉吉市福庭町 1 丁目 365 番地 2	26-7530	26-6102	
8	コミュニティーハウス 楽	倉吉市上井町 1-12	24-5066	24-5066	
9	若竹の家	倉吉市みどり町 3576- 1	22-2978	47-6738	
10	もなみ	倉吉市堺町 2 丁目 239-85	24-5527	24-5528	
11	共生ホームこころ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
12	社会福祉法人倉吉市社 会福祉協議会	倉吉市関金町関金宿 1115 番 2	45-3800	45-2533	

○短期入所

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	県立皆成学園	倉吉市みどり町 3564-1	22-7188	22-7189	
2	希望の家	倉吉市みどり町 3576番地の1	22-2978	47-6738	
3	サンジュエリー 短期入所	倉吉市福守町 452	29-5778	29-5738	
4	みのりサングリーン	倉吉市和田東町向山 914-58	22-1068	22-1077	
5	ショートステイ ル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	26-0115	26-0116	
6	障害者支援施設 敬仁会館	倉吉市山根 55 番地 39	26-0480	26-0483	
7	トーゲン倉吉	倉吉市寺谷 331 番地	22-0211	22-0212	
8	老人保健施設のじま指定短期入所事業所	倉吉市瀬崎町 2714 番地 1	23-7100	23-7101	
9	若竹の家	倉吉市みどり町 3576-1	22-2978	47-6738	
10	ショートステイ あずさ	倉吉市山根 43	26-4520	26-4528	
11	共生ホームこころ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
12	ユニット型 ショートステイ ル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	26-0115	26-0116	
13	社会医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43-1	26-2111	26-2112	
14	ホーム ボン・チャンス	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
15	県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150 番地	22-8181	22-1350	
16	グループホーム希望の家	倉吉市みどり町 3576番地の1	22-2978	47-6738	
17	ホーム もなみ	倉吉市越中町 1578-3	24-5775	24-5776	
18	株式会社 絆 B a n d e	倉吉市福吉町 2 丁目 1535-3	33-5211	33-5211	

○宿泊型自立訓練

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	宿泊型自立訓練事業所 あずさ	倉吉市山根 43	26-4520	26-4528	

○就労移行支援

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	あずさパン工房	倉吉市上井町 1 丁目 52-1	26-6960	26-6960	
2	ワークサポート 敬仁 会館	倉吉市山根 55-39	26-0480	26-0483	

○就労継続支援 A 型

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	くらよし食品	倉吉市東巖城町 213-1 上灘ビル 1F	24-5744	24-5743	
2	くらよしフーズ	倉吉市大塚 302-4	27-0902	27-0903	

○就労継続支援 B 型

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	ボン・チャンス	倉吉市福庭町 1 丁目 365 番地 2	26-7530	26-6102	
2	向山ブルースカイ	倉吉市和田東町向山 914-58-2	22-8778	22-8776	
3	あずさパン工房	倉吉市上井町 1 丁目 52-1	26-6960	26-6960	
4	ライトピア	倉吉市清谷町 1-254-2	26-4228	27-0775	
5	はーとぴあ創造	倉吉市八屋 301-1	26-6730	26-6730	
6	コミュニティーハウス 楽	倉吉市上井町 1-12	24-5066	24-5066	
7	ワークサポート あし たば	倉吉市山根 55 番地	26-0577	26-3948	
8	ワークサポート 敬仁 会館	倉吉市山根 55-39	26-0480	26-0483	
9	もなみ	倉吉市堺町 2 丁目 239-85	24-5527	24-5528	
10	ワークスくらよし	倉吉市関金町関金宿 2710-1	45-6091	45-6092	
11	就労支援 B 型事業所 す けっち	倉吉市上井町 1 丁目 7 番地 18	24-6024	24-6038	
12	りあん・クール みりゅ ～	倉吉市上井町 2 丁目 1-2-202	27-1884	27-1883	

【居住系サービス事業所】

○共同生活援助

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	グループホーム敬仁会館	倉吉市上井 19 番地 1	26-7580	24-5776	
2	グループホームあかね	倉吉市関金町関金宿 199 番地	45-2650	45-2650	
3	ホーム ボン・チャンス	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
4	グループホームハピネス	倉吉市山根 43	26-1731	26-4528	
5	グループホーム希望の家	倉吉市みどり町 3576 番地 1	22-2978	47-6738	
6	ホーム もなみ	倉吉市越中町 1578-3	24-5775	24-5528	

○施設入所支援

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	希望の家	倉吉市みどり町 3576 番地の 1	22-2978	47-6738	
2	サンジュエリー	倉吉市福守町 452	29-5778	29-5738	
3	みのりサングリーン	倉吉市和田東町向山 914-58	22-1068	22-1077	
4	障害者支援施設 敬仁会館	倉吉市山根 55-39	26-0480	26-0483	
5	トーゲン倉吉	倉吉市寺谷 331 番地	22-0211	22-0212	
6	ヴェルヴェチア	倉吉市大宮 451-1	28-6781	28-6775	
7	若竹の家	倉吉市みどり町 3576-1	22-2978	47-6738	

【児童】

○児童発達支援

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	県立皆成学園	倉吉市みどり町 3564-1	22-7188	22-7189	
2	県立中部療育園	倉吉市上井 503-1	27-0780	27-0781	医療型
3	倉吉東こどもの発達 サービスセンター	倉吉市上井 781-1	48-1605	48-1606	
4	こころのデイケア虹の 森	倉吉市八屋 203-7	27-1811	27-1812	
5	スイッチーズ	倉吉市広栄町 889 番地 9 2F	27-0083	27-0085	
6	こども発達サポート系	倉吉市上神 416-1	24-5110	24-5120	
7	スイッチーズ 2 c o m e	倉吉市広栄町 889 番地 8 2F	27-0083	27-0085	

○放課後等デイサービス

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	県立中部療育園	倉吉市上井 503-1	27-0780	27-0781	
2	倉吉東こどもの発達 サービスセンター	倉吉市上井 781-1	48-1605	48-1606	
3	こころのデイケア虹の 森	倉吉市八屋 203-7	27-1811	27-1812	
4	スイッチーズ	倉吉市広栄町 889 番 9 2F	27-0083	27-0085	
5	放課後等デイサービス みらい倉吉	倉吉市見日町 600	24-6551	-	
6	共生ホームこころ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
7	こども発達サポート系	倉吉市上神 416-1	24-5110	24-5120	
8	株式会社 絆 B a n d e	倉吉市福吉町 2 丁目 1535-3	33-5211	33-5211	
9	スイッチーズ 2 c o m e	倉吉市広栄町 889 番地 8 2F	27-0083	27-0085	
10	C O C O K A R A おが も	倉吉市中河原 361	33-5299	33-4909	
11	放課後等デイサービス はびふる	倉吉市西倉吉町 25-1	33-4975	33-4912	

○保育所等訪問支援

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	倉吉東こどもの発達サービスセンター	倉吉市上井 781-1	48-1605	48-1606	
2	こころのデイケア虹の森	倉吉市八屋 203-7	27-1811	27-1812	
3	スイッチーズ	倉吉市広栄町 889 番 9 2F	27-0083	27-0085	
4	こども発達サポート系	倉吉市上神 416-1	24-5110	24-5120	
5	COCOKARAおがも	倉吉市中河原 361	33-5299	33-4909	

【地域生活支援事業】

○移動支援

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	医療法人十字会訪問介護ステーションのじま	倉吉市瀬崎町 2714-1	23-7107	23-7122	
2	ホームヘルプステーションせいわ	倉吉市上井 300	26-5212	47-4766	
3	ホームヘルプセンター マグノリア	倉吉市上井町 1 丁目 2-1	26-3922	26-3923	
4	ヘルプステーション蔵まち	倉吉市東巖城町 219	24-0371	24-0372	
5	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城町 120-1	47-6347	47-6348	
6	訪問介護のぞみ	倉吉市下余戸 161-1	24-6995	24-6994	
7	社会福祉法人和ヘルプステーションわのわ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	26-7530	27-2778	
8	株式会社 絆	倉吉市福吉町 2 丁目 1535-4	24-5229	24-5229	
9	移動支援 虹	倉吉市住吉町 32 番地の 5	22-7401	-	

○日中一時支援

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	敬仁会館	倉吉市山根 55-39	26-0480	26-0483	
2	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町 3564-1	22-7188	22-7189	
3	ボン・チャンス	倉吉市福庭町 1 丁目 365-2	26-7530	26-6102	
4	身体障害者療護施設サンジュエリー	倉吉市福守町 452	29-5778	29-5738	
5	倉吉スターガーデン	倉吉市福守町 491	28-5801	28-3173	
6	希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	22-2978	47-6738	
7	関金ラジウムデイサービスセンター	倉吉市関金町関金宿 259-1	45-1168	45-1568	
8	デイサービスセンターひかり	倉吉市清谷町 1 丁目 254-2	26-4228	27-0775	
9	寿々	倉吉市山根 585-1	24-5991	24-5992	
10	共生ホームこころ	倉吉市堺町 2 丁目 239-87	27-2777	27-2778	
11	社会福祉法人和もなみ	倉吉市堺町 2 丁目 239 番地 38	24-5527	24-5528	
12	デイサービスセンターマグノリア	倉吉市上井町 1 丁目 2 番 1	26-3922	26-3923	
13	社会福祉法人あゆみ会トーゲン倉吉	倉吉市寺谷 331 番地	22-0211	22-0212	
14	デイサービスはるかぜ	倉吉市福庭町 1 丁目 225	24-6960	24-6961	
15	(株) 絆 ～りやん～	倉吉市福吉町 2 丁目 1535-4	24-5229	24-5229	
16	デイサービスそらいろ	倉吉市幸町 532-1	27-0820	27-0821	
17	COCOKARA おがも日中一時事業所	倉吉市中河原 361	33-5299	33-4909	

○訪問入浴サービス

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	はるす・訪問入浴サービス倉吉	倉吉市上井 213 番地 4 あっぷるビル 101 号	27-4018	27-4028	

【関係団体】

	施設名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
1	倉吉市身体障害者福祉協会	倉吉市福吉町 1400	22-5248	22-5249	
2	倉吉市手をつなぐ育成会	倉吉市福吉町 1400	22-5248	22-5249	
3	倉吉市精神障がい者家族会	倉吉市福吉町 1400	22-5248	22-5249	
4	特定非営利法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町 601	(0857)30-2776	(0857)30-2785	
5	倉吉市肢体不自由児・者父母の会	倉吉市堺町 2 丁目 253-1	22-8118	22-7020	
6	鳥取県中部ろうあ協会	湯梨浜町宇谷 1231-3	-	34-2044	

倉吉市障がい者プラン
(倉吉市障がい者計画)
(第7期倉吉市障がい福祉計画)
(第3期倉吉市障がい児福祉計画)

発行：倉吉市健康福祉部福祉課・子ども家庭課
住所：682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1
電話：0858-22-8118
FAX：0858-22-7020